

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第8号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第3	議案 第9号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第10号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第11号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第12号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第13号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第14号	飛騨市私債権管理条例について
第9	議案 第15号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第16号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第17号	財産の無償貸付について(飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備活用事業)
第12	議案 第18号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター)の変更について
第13	議案 第19号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
第14	議案 第20号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第21号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第22号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
第17	議案 第23号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第24号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第25号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第26号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第27号	飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例について
第22	議案 第28号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第23	議案 第29号	飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案 第30号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第31号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第26	議案 第32号	字区域の変更について(古川町谷Ⅰ地区)
第27	議案 第33号	字区域の変更について(宮川町三川原Ⅰ地区)
第28	議案 第34号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第29	議案 第35号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第30	議案 第36号	財産の交換について
第31	議案 第37号	負担付き寄附の受納について

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第32	議案 第38号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第33	議案 第39号	飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
第34	議案 第40号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
第35	議案 第41号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第36	議案 第42号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第37	議案 第43号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第38	議案 第44号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第39	議案 第45号	令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算(補正第2号)
第40	議案 第46号	令和7年度飛騨市一般会計予算
第41	議案 第47号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第42	議案 第48号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第43	議案 第49号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算
第44	議案 第50号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第45	議案 第51号	令和7年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第46	議案 第52号	令和7年度飛騨市給食費特別会計予算
第47	議案 第53号	令和7年度飛騨市水道事業会計予算

令和7年第2回飛驒市議会定例会議事日程

令和7年3月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第48	議案 第54号	令和7年度飛驒市下水道事業会計予算		
第49	議案 第55号	令和7年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算		
第50		一般質問		

○出席議員（13名）

1 番	佐 中	藤 田	克 利	成 昭
2 番	小 水	笠 原	美 雅	子 廣
3 番		上 吹	豊	孝 要
4 番				二 朗
6 番	6 番	端	浩 史	美 博
7 番	森 井	田 川	清 文	憲 子
8 番	澤 住	村 山	勝 恵	子
9 番	前 野	原	美 邦	
10 番	籠 高			
11 番				
12 番				
13 番				
14 番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 藤	竹 井	淳 弘	也 史
副市長	下 谷	出 尻	尚 孝	弘 之
教育長	森 野	田 村	雄 賢	一 郎
総務部長	畑 野	上 村	あ 久	一 さ
企画部長	森 横	山 庭	英 裕	徳 樹
市民福祉部長	大 渡	邊 田	久 康	和 幸
商工観光部長	堀 佐	藤 畑	丈 直	智 郎
農林部長	上		浩	樹 司
基盤整備部長				
環境水道部長				
教育委員会事務局長				
会計管理者				
消防長				
病院事務局長				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 倉	田 坪	浩 正	和 明
書記	川	端	嘉	恵

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、1番、佐藤議員、2番、中田議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
から

日程第49 議案第55号 令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第50 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第49、議案第55号、令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの48案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。48案件の質疑と併せて、これより日程第50、一般質問を行います。

一般質問について、皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことにご注意ください。また、議会の品位を重んじて不穏当な発言がないよう、会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に12番、野村議員。なお、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔12番 野村勝憲 登壇〕

○12番（野村勝憲）

それでは、通告に従い質問します。初めに、この原稿は2月28日、国会議員会館を訪問し、石破総理ほか、衆参議員にお渡ししております。

12月議会終了後、私は地方創生、防災、地域活性化をテーマに、石破総理大臣と橘官房副長官の国会事務所を訪問、県選出国会議員3人との面談、そして、内閣官房、経済産業省及び12自治体を視察し、得た知見を参考に大きく3点質問します。

まず1点目、「地方創生2.0」の取り組みについて。石破総理は、「楽しい日本」を実現するための政策の核心は地方創生2.0で、これを「令和の日本列島改造」として強力に進め、官民が連携

して地域の拠点をつくり、地域の持つ潜在力を最大限に引き出し、一極集中を是正し、多極分散型の多様な経済社会を構築。また、令和の日本列島改造は5本の柱で推進すると述べられ、注目したのが、「若者や女性にも選ばれる地方」と「産官学の地方移転と創生」。この2本の柱を中心に、市の地方創生2.0の取り組みについて、4点質問します。

1つ目、4地域活性化の「飛騨市版地方創生2.0」について。初代地方創生大臣の石破総理は鳥取県出身で地方活性化の思いは強く、毎年3月にいただくポスターには、「「日本創生」を鳥取から。」と訴えられております。地方創生を進めるに当たり、地方はより知恵と情熱、そして、やる気を出すことが求められます。令和元年8月21日に交流している橘官房副長官の地元高岡市議会と秘書はじめ、多治見市議会、土岐市議会、高山市議会や洞口元市議会議員、仲谷元市議会議員ら16名と、多くの市民の方々と、石破総理を古川町上町にお招きし、人口減少と地方創生をテーマに講演と交流会を開催。石破総理はそのとき、「経済あって財政。したがって地方経済が伸びて行かないと医療や年金・介護は支えられない状況になる。」と述べられ、それを聞き、改めて経済と福祉は車の両輪であると確信。以来、私のライフワークでもある地域活性化のまちづくりなどをテーマに数多くの自治体や民間団体や企業を視察訪問し、議会でその成功事例を度々紹介しています。

昨年、9月議会で、私は若者と働き場をキーワードに、住民主体で10年後の市のあるべき姿を描き、経済活性化策を盛り込んだ5か年計画からスタートすべきと訴えました。一方、石破総理は、地方創生2.0の基本的な考え方の1つに、「女性や若者にも選ばれる地方」となるため、自ら考え行動を起こすことが必要と述べられ、まさに私が発信したことと一致します。地方創生が始まって10年、これまでの反省と検証を踏まえ、市の新たな地方創生として今後10年間の人口減少対策を含め、危機感を持って取り組まなければなりません。そこで、河合町、宮川町、神岡町、古川町4地域活性化の飛騨市版地方創生2.0の基本構想と施策を示してください。

2つ目、産官学の地方移転と創生について。若者や女性から見て、「いい仕事」、「魅力的な職場」、「人生を過ごす上で心地よさ、楽しさ」が地方には足りなく、岐阜県は29年連続都市圏へ若者が流出し、昨年の転出超過は5,238人で、人口流出に歯止めがかかりません。そうした中、飛騨市は、さらなる若者の流出と人口減少が大きく、4年後には人口が2万人を割り込み、深刻な状況が続いております。最近、東濃5市と東海国立大学機構、そして地元企業が連携し、これには古屋代議員は大分力を入れていらっしゃいました。研究拠点の設置につなげる協議会を設立し、リニア中央新幹線の開業を見据えた東海地方の核となる地域発展戦略を策定し、国内外の人材を集め、定住人口を増やし、産官学の連携で東農を学園都市つくば市を凌駕するようなまちづくりにつなげ、地域創生を推進されています。

また、国は、産官学が知恵を出し、他の地域の好事例を学び、地域自らが真剣に考え行動を起こし、自主的、主体的に取り組んでほしいと述べており、私は度々議会で、持続可能なまちづくりを官民で取り組み、人口増となった愛知県の幸田町、それから石川県の白山市、データセンター誘致で税収60億円増となり、人口増加率は1位となった千葉県印西市の成功事例を実際見てきまして、紹介してきました。国は第2の柱の中で、分散型国づくりの観点から、地方への移住や企業の分散、政府機関などの移転などに取り組むと述べています。それに応えられる飛騨市の計画を示してください。また、飛騨3市1村で取り組む地方創生案はありますか。

3つ目、来年度の地方創生交付金について。国の来年度予算は地方創生予算を前年度2倍の2,033億円に引き上げ、このうち2,000億円は使い道の自由度が高い交付金。飛騨市も知恵を出し、獲得しなければなりません。来年度予算計上されていると思いますが、その金額と対象の創生事業を示してください。

最後に、飛騨市版地方創生2.0の推進プロジェクトについて。私はこれまで250以上の自治体を訪問し感じたことは、どんなまちづくりの成功事例も、その起点となるのは人の知恵と情熱です。河合町、宮川町、神岡町、古川町の歴史・文化と地域資源を生かし、誰もが支え合える居場所づくり、誰もが住みたくなる地域、そして、住める未来をつくらなければなりません。その実現の1つに、税収を生む移住者を増やすという明確な目標が必要です。そこで、私からの提案は、4地域の移住者も参加したプロジェクトチームを編成して、飛騨市版地方創生2.0を推進したらいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

地方創生2.0の取り組みということでのお尋ねでございます。私から、1点目と2点目、4点目の3項目、お答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の飛騨市版地方創生2.0、それから2点目の産官学の地方移転と創生ということにつきまして、一括してお答えを申し上げます。石破総理が提案をされております地方創生2.0でございますけれども、大きな特徴は何かという点で申し上げますと、従来の地方創生1.0、これは人口の増加を目指す地方創生ということが特徴でありました。しかし、この地方創生2.0は逆に、人口減少を前提とした持続可能な地域づくり、これを掲げたところ、これが大きなポイントでございます。ここへ転換したというのは非常に重要な点だろうというふうに感じております。その上で、地域の特性を生かしながら総合的な対策を講じるとした点が地方創生2.0の考え方の核心であるというふうに認識をいたしております。

これは、これまで飛騨市が一貫して申し上げてきた考え方そのものでございまして、現在策定中の第二期飛騨市総合政策指針と符合しております。しかも、地方創生2.0の中では、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」ということが基本姿勢として示されておるわけでありまして、これは飛騨市が総合政策指針の中で「いつまでもみんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」と見事に一致をいたしております。柱立てを見ても、ほぼ市の施策と一致をいたしております。したがって、これまでの毎年度の予算、そして現在上程しております来年度予算の中で示させていただいております構想、それから、具体的な施策こそが議員ご指摘の飛騨市版地方創生2.0であると、このように考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、この地方創生の柱は幾つかあるんですが、①の柱が「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」というふうに掲げられております。これは、市の事

業のアウトソーシングで生まれた若者中心の企業や開業の支援、こうしたことが当たりますし、社会的に弱い立場の方々への支援、例えば今で言いますと、作業療法士と連携した取り組みでありますとか、医療・介護の充実、そうした身近な暮らしの満足度を高めるための施策は、そのままこの①の柱に該当するということでもあります。

それから②の柱、「東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散」ということが掲げられておるわけでありますけれども、全国モデルとなっております飛騨市ファンクラブ、ヒダスケ！などの関係人口施策、これはまさしくここに該当するということでございますし、大学の分散と言うことが掲げられておりますが、民設民営のC o I Uの支援ということを今取り組んでおりますけれども、これはまさしくこれに該当するというふうに考えております。この中で、議員からは産官学の地方移転と創生について特にお尋ねがあったわけでありますけれども、これは全国全ての自治体で取り組むのではないということであろうと考えておりますし、その地域の特性に応じて対応していくべきものというふうに考えております。その点、飛騨市においては、移住・定住の促進を重点施策として取り組んできたということでもあります。この点におきまして、市が進めてきた移住定住の施策は全国的にも高く評価をいただいております、宝島社の「2025年版住みたい田舎ベストランキング」においても、飛騨市は「人口1万人以上3万人未満のまち」のカテゴリで全国総合部門10位というランキングをされておまして、移住者も毎年100名前後と堅調に推移をいたしております。なお、飛騨3市1村において、企業や政府機関の分散という点で連携した取り組みを進めるという議論はいたしておりません。

それから、地方創生2.0の3番目の柱、「付加価値創出型の新しい地方経済の創生」というところにつきましては、まさしく、米やアユ、広葉樹、薬草といった地域資源の掘り起こし、そして、この活用ということは注目されている事業でございますが、これは全てこの柱に該当いたしますし、4番目の柱の「デジタル・新技術の徹底活用」、これも現在進めております書かない窓口、行かない市役所、そうした取り組み。そしてまた、ドローンの活用、オンライン診療の実証ということもこれに該当するというふうに考えております。

⑤の柱が「産官学金労言」の連携ということが掲げられておりますが、これはまさしく飛騨市総合政策審議会を通じて早くから取り組んできておりますので、この点につきましても地方創生2.0の内容は、ほぼ飛騨市として網羅的に実施をしておるということでございます。

それから、4点目のお尋ね「飛騨市版地方創生2.0」の推進プロジェクトというご提案がございました。市ではこれまでも、市民の皆さんと連携して物事を進める体制の構築ということに努めてきておまして、現在では既に多くの分野で官民連携のプロジェクトが進められております。例えば広葉樹の利活用、この点につきましてはコンソーシアムを設立して、川上から川下まで一体となった取り組みを進めておりますし、薬草の利活用でも大学企業と連携した官民連携の取り組み、こうしたものが進んでおります。振興事務所ごとの特色ある取り組みといたしましては、例えば宮川町において、大手声優事務所の賢プロダクションとの連携による飛騨まんが王国声優塾等の活動が挙げられますし、河合町においては、市民団体が香愛ローズガーデンの施設を有効活用する取り組みがございます。また、神岡町においても、東京大学と連携した宇宙物理学を身近に感じていただくための市民主体の様々な取り組みが実施されておるということでございます、これは本当にごく一部でありますけれども、各地域において多様な分野で、議員ご提案の趣

旨に沿った、官民連携した取り組みが既に実現しつつあるというふうに考えております。今後もこうした取り組みについては継続、発展させていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは3点目のご質問、地方創生交付金の予算計上額と具体的な事業についてお答えをいたします。

今般の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」は、新たな地方創生施策である地方創生2.0を推進するため、「地方こそ成長の主役」との考え方にに基づき、国の令和6年度補正予算において創設されたものでございます。国全体の予算額としては、令和6年度補正予算において1,000億円、令和7年度当初予算案において、昨年度から倍増となる2,000億円の計3,000億円が措置されており、地方創生に資する地域独自の取り組みのほか、デジタル技術の活用や避難所の生活環境の改善など、地域の自主性と創意工夫に基づく幅広い事業が対象となっております。当市といたしましても、積極的に活用する方針としておりまして、具体的な事業を申し上げますと、令和7年度当初予算として、公共交通の利用促進冊子作成に71万5,000円、地番現況図・航空写真の電子公開に102万4,000円、A Iによる広報用のグラフィック画像等の作成に99万円、地域脱炭素化の推進や3 Rアクションの推進に821万1,000円、林地台帳情報の精度向上や市内産広葉樹の高付加価値化に1,812万6,000円を計上し、また、令和6年度3月補正といたしまして、避難所の生活環境改善のための資機材購入等に1,036万2,000円を計上しております。

なお、この3月補正分につきましては、全額を令和7年度に繰り越すこととしております。今後も国の重点採択テーマやほかの自治体の採択事例を勘案しつつ、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○12番（野村勝憲）

私が大体予測していた答弁ですけれども、残念なのは地域経済の活性化策がちょっとないなというところですね。先ほども申し上げましたけれども、経済と福祉というのはまさに車の両輪ですからね。これがないと出る金もですね、やっぱり稼ぐ金をつくっていかないといけないわけですよ。だから、どちらにしても、これから国は10か年計画をつくりましますけれども、ところで、今度の新地方創生本部はどこのセクションにあるか御存じですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

たしか内閣官房と内閣府、両方にあるかと思います。

○12番（野村勝憲）

そのとおりです。私、内閣官房へ行きまして、名前は申し上げられませんが、前から電話で連絡したりしていたので、いろいろ情報を得ています。それで、いろいろなことを私なりに学

んできましたけども、先ほど言いましたように、これから国は10か年計画を立てるということは、当然それぞれの地域のニーズを聞いてやると思います。それで、各都道府県から出向者が出ているんですね。いろいろ勉強されて、地方との交流を高めていくということをやっていると思います。そこで私から提案ですけども、この際、飛騨市から新地方創生本部に1名、これは大体2年間ですけども、出向者を出したらどうでしょうかね、その辺いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

既に出しております、1人目が2年終わって帰ってきて、今年2人目を出しておりますので、来年もう1年任期がございます。ここは一方通行の派遣で出しております。

○12番（野村勝憲）

私は民間人を出したらどうかと思っているんですが、その点はどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

民間人は市が出すという仕組みになっておりませんので、あくまでも直接民間企業から出されるという形になります。

○12番（野村勝憲）

実際、現在職員がいらっしゃる中で1割ほどが民間企業ご出身の方が勤務されていますわ。そういうことを聞きましたので、ぜひその辺も加えて、これから市政に求められるのは地域経済、要するに地域経済をよくするには、トップも含めて地域経営の感覚がないといけないんですよ。そういう感覚がないと地域はやっていけませんので、その辺はよろしくお願いします。

それでは、2点目の持続可能な観光地域づくりの取り組みについて。2月、経営難で飛騨古川いぶしが中部地方初の道の駅廃業と不名誉なことが新聞やテレビで大きく報道。道の駅飛騨古川いぶしから車で10分のホテル季古里は、ここ6年、毎年500万円から2,000万円近い赤字が続き、また、市街地では老舗料理旅館が廃業、飲食や商店が次々と閉店し、「今もお客さんが少ないからもう店をやめたい。」の声。一方、白川村は2月10日、テレビ朝日系列で24局の午後7時から、ゴールデンタイムですけども、女優の高島礼子さん出演の「帰れマンデー見っけ隊！！世界遺産・冬の白川郷完全攻略旅！」が約1時間40分全国放送され、昨年からの地元の姉妹が始めた人気店や毎回行列をつくるご当地グルメの紹介で、同じ飛騨なのに対照的でした。早速、白川村へ問い合わせたところ、テレビ、新聞などマスコミやロケツーリズムの取材依頼は週1、2回あり、取材を忙しくてお断わりすることは度々とのことでした。そこで3点質問します。

新たな攻めの観光戦略について。都竹市長は観光を1丁目1番地に、外から人と金を取り込み元気な飛騨市づくりの実現と公約し9年が経過。これまで飛騨古川まつり会館改修に約2億円やロケツーリズムなど観光誘致活動に大金を投入しています。しかし残念ながら、観光客は平成21年から変わらず年間100万人前後の推移で、成果は出ていません。観光客が飛騨市の2倍以上の白川村は、今年は215万人になるらしいですけども、マスコミ取材やロケツーリズムなどの費用負担は一切、1円も出していないんですよ。そういう中で、令和6年の観光客と観光消費

額は過去最高の数字で、地域経済に大きく貢献されています。飛騨市の4倍以上の観光客の高山市も観光消費額が大幅に増え、にぎわいと稼ぐ観光地となっています。このままでは、同じ飛騨地区なのに高山市、白川村がさらに人気の観光地となり、私は格差課題を懸念しております。今、飛騨市に求められるのは、9年間の検証と4地域の力を結集して、明確なコンセプトに基づいた新しい観光戦略の策定ではないでしょうか。持続可能な観光地域づくりを実現するため、数値目標を入れた観光戦略を示してください。

2つ目、3年後観光客150万人、宿泊客15万人を目標にしたらどうでしょうか。NHK「さくら」が放送された平成14年の飛騨市全体の観光客は過去最高の163万人、古川町だけで119万人で、飛騨古川まつり会館は15万人を記録していました。昨年6月議会で、私の質問に対して、令和6年の観光客は120万人は突破すると回答されています。これから年10万人ずつ増えれば、3年後は150万人となり、目標数字としては、私は達成できると思いますが、市の目標数字を示してください。

3点目、白川郷と飛越の交流促進について。来年、古川祭がユネスコ無形文化遺産登録10周年になります。今年は白川郷・五箇山の合掌造り集落が世界遺産登録30周年を迎えます。さらに、富山市が、ニューヨーク・タイムズが世界の旅行先で「2025年に行くべき52か所」の30番目に選ばれたと発表しました。魅力がさらに発信されております。私は2年前、盛岡市が選ばれて、これはたしか世界で2番目だったと思いますが、行きたいところということで、早速、視察訪問し、町の中の欧米人の観光客の多さには驚きました。たしか翌年は、情報によれば60万人の観光客が増えたということを聞いております。これは外国人だけではないですよ、国内のお客様も入れて。そんな中で、私は、初めて今回公開しますけども、2015年にキャロライン・ケネディ大使から非常に心温まる手紙をいただいております。祭り好きのキャロライン・ケネディ大使を、高岡市、城端、高山市、犬山市、古川町のまつり会館に招待し、ケネディ大使が歩いた道を「ふるさとの祭り街道」として国内外に発信を考えていました。しかし残念ながら、アメリカの大統領選挙で共和党政権となり、大使交代ですぐに帰られまして実現できませんでした。そんなことで、私も思いがまだありまして、日本の祭りがユネスコ登録無形文化遺産10周年を機に、白川村に近い城端曳山祭のある南砺市、それから、御車山祭のある高岡市と祭りをテーマに地域間連携して、近い将来、高山市や犬山市も含めた広域連携での推進を提案します。

最近、台湾から白川村への観光客は年間20万人です。約1割の観光客が台湾から来ていらっしゃる。したがって、飛騨市は新港郷と交流して、関係者だけが交流しているのではなくて、もっと実利を生み出すことを考えていかなければいけないと思います。そのためには台湾人を少しでも飛騨市へ来ていただかなければなりません。それにはですね、白川村側から天生湿原を訪れる人たちの多くは、残念ながらUターンして、再び白川郷へ行かれるわけですね。それはなぜかといいますと、河合町側の国道360号の整備で改修が遅れているからだと思います。もう1つはPR不足、例えば私も天生湿原の辺を見ても、飛騨市への導入のPR不足が欠けているなということを感じました。そこで、河合町は、皆さん御存じのように、夏はなかんじょ川の釣り、冬は飛騨かわいスキー場、春から秋までは天生の県立自然公園での散策。そして、歴史探訪が楽しめる止利仏師、山中和紙のいなか工芸館など、この地域ならではの自然や歴史・文化・健康づくりなどを体感するふるさとです。これらを紹介するPRコーナーを天生県立自然公園の駐車場に設け

て、そこから古川町のほうへ入れます。そのために、一番近いホテルはホテル季古里なんですよ。そこで泊まっていたいただいて、ホテル季古里の集客力をアップするとか、それから、古川祭は相変わらず低迷しているようなんですけども、そこにもっともっと古川祭に来ていただいたと同時に、飛騨古川まつり会館に入っていたいただいて金を落としていただくということで、そういったことを検討したらどうでしょう。そして、白川村は飛騨市の倍以上の人が来ているわけですね。そういう観光客が訪れる白川村との観光連携を強化すべきではないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、持続可能な観光地域づくりの取り組みについて、私からお答えをいたします。

まず、1点目の新たな攻めの観光戦略についてです。飛騨市における観光戦略といたしましては、令和3年3月に飛騨市観光基本戦略を策定しております。テーマを「ディープローカル、飛騨市を深化する」とし、本質が感動を与える観光地を目指し、現在様々な取り組みを進めております。この基本戦略の中には数値目標は設けておりませんが、第二期飛騨市総合政策指針の中には、あくまで理想値として観光入り込み客数の値を挙げております。こうした数値は市の施策だけで動かすことができるものではないことから、将来に向けて様々な施策を、手を変え品を変えながら実施していく上での参考データと位置づけております。このほかにも、携帯電話のGPS情報や道の駅における車のナンバー分析、直接の聞き取りなど様々な手法によりまして、観光入り込み客数、インバウンドを含めた市内宿泊者数、来訪回数、満足度などといったデータの把握に努めておりまして、引き続き持続可能な地域づくりの実現に向けた基礎データとして活用してまいります。

次に、2点目の3年後の観光客、宿泊客の目標数についてお答えいたします。最新の集計では、令和6年の観光入り込み客数は117万4,000人で、対前年の110.2%。コロナ禍前である平成31年と比較しても、96.5%まで回復しております。当初見込んだ120万人に僅かに及ばなかった点につきましては、昨年の雪不足によりスキー場の入り込みが大きく減少したことに加え、観光バスの利用が減少する一方で、レンタカー利用が増加していることが駐車場の利用状況からも分かっておりまして、団体旅行から個人旅行へのシフトが進んでいることが要因と分析しております。このように、観光入り込み客数のデータは、観光の現状を把握し、対策を講じるために活用するものであり、単純に理想値を掲げるべきものではないと考えております。また、先ほども申し上げましたように、指標となり得る数値は入り込み客数のほかにもたくさんあることを踏まえ、様々な指標を組み合わせ、飛騨市の観光振興施策に活用してまいります。

次に、3点目の白川郷と飛越の交流促進についてお答えいたします。現在、白川村との連携につきましては、高山市、下呂市を含む3市1村で組織する飛騨地域観光協議会、飛越連携につきましては、飛騨3市1村と富山県の6市、石川県の4市により組織される飛越能経経済観光都市懇談会、飛騨市、高山市、富山市、松本市とその関連団体で組織する、ぶり街道推進協議会において、それぞれ広域連携によるスケールメリットを生かした取り組みを実施しております。また、先般2月には、まちづくり観光課職員が富山市観光政策課を訪問いたしまして、両市の新たな交

流について意見交換を行ったところです。議員ご指摘のとおり、今後、こうした広域連携を円滑に進める上で、国道360号の整備改修は大変重要であると考えております。地形的にも全面改修は非常に難しい道路ではありますが、改修及び安全対策については、これまで同様、古川土木事務所や県庁県土整備部に対し、今後も継続的に粘り強く要望してまいります。なお、天生峠の駐車場にPRコーナーを設けることにつきましては、近年、観光客の皆さんは様々な媒体で情報収集を行っておられる実態も踏まえまして、現地にそうしたコーナーを設けるべきなのも含めて検討してまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

最後の、私が提案している南砺市と高岡市は、ちょうどあそこから選挙に出られている橘慶一郎さん、官房副長官です。私、この前東京に行ったときに、そういうことも提案してきているんですよ。例えば祭りをテーマにして、要は具体的なものがないとお互いの交流ができないわけですよ。では、その3つの祭りで提携というのは考えないということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

考えないということではなく、これまでも今申し上げましたような枠組みの中で、それぞれの自治体にあります祭りの関連施設を回っていただくことで、ノベルティーをもらっていただくようなイベントを設けたりもしております。今後そういったことにつきましても、それぞれの地域の担当の皆さんとお話をしながら、やれることから進めてまいりたいと考えております。

○12番（野村勝憲）

私も案内人会で去年、高岡御車山会館も行きましたし、今日は古川祭保存会の人たちも聞きに来ていらっしゃると思いますので、そういう具体的なことを、アクションを起こしてもらいたいと思います。

そこで、先ほど白川村のことを紹介しましたが、2月10日、テレビ朝日全国ネットの「帰れマンデー見つけ隊！！世界遺産・冬の白川郷完全攻略旅！」の視聴率は東京、大阪、名古屋、ゴールデンタイムで8%以上ですよ。これを広告費に換算すると大変な金額なんですよ。それも白川村からは1円も出ていないんですね、一切かかっていない。恐らく、間違いなく成果が出るでしょう、これは大変な成果が出ると。私、広告会社にいたから換算はある程度できますけど、億のお金が広告費として、恐らく換算できると思いますわ。そこで、飛騨市は来年度ロケツーリズムに予算化をたしかしていますよね、どのぐらいしているんですか。具体的にはどのようなことを考えていらっしゃるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

ロケツーリズム自体の事業費については今、資料がすぐ出てまいりませんので、事業の内容について申し上げます。ロケツーリズムのほうは、これまでに引き続きロケハンツアーを招致いたしまして、飛騨市内を制作関係者の方に見ていただくことと、ロケツーリズム協議会でのマッ

チングや商談会に参加をいたしまして、様々な制作者の方とつながる機会を創出することで実際にロケにおいていただく機会につなげていきたいと考えております。

○12番（野村勝憲）

ロケツーリズムでお金を使う以上は、確実に成果を出していただきたいと思いますわ。

それと、私、前にも申し上げましたが、今古川町に来ていらっしゃる町中では、相変わらず、NHKの「さくら」の再放送を見たという人が多いんですよ。ですから、私、前も言ったと思いますけども、何とかさくらの再々放送をBSでやっていただくと。そうすると、見る人、ターゲットが違ってきますのでね。その辺は再度検討していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

さくらの再放送についてはまた機会を捉えまして、お願いはしていきたいと思っております。

○12番（野村勝憲）

森基盤整備部長に聞きたいんですけど、国道360号、河合町側の道路の改修が、私は急がれると思うんですよ。現状どのような状況なんでしょうか、簡単に結構です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

国道360号の整備につきましては、市としましては、まず宮川町側の種蔵・打保バイパス、約8キロメートルありますけども、こちらの全線の早期完成を、まず全面的に県のほうへ強力にお願いをしているところです。国道360号の河合町側につきましては、現在は幅員が狭い区間でありまず中澤上地内の工事を進めておりまして、全体600メートルほどあるんですが、そのうちの約250メートル区間を来年度、工事が完成する予定というふうに聞いております。河合町側の道路の全面改良につきましては、宮川町側の国道360号が完成した後に、次の整備箇所の1つとして、河合橋の架け替えも含めて、本格的に県のほうへ要望して進めてまいりたいと思っております。

○12番（野村勝憲）

ありがとうございました。

それでは、大きく3点目に入りますけども、今日は大変な傍聴者です。私の経験では、数河の産業廃棄物処理場の反対の一般質問をしたときとほとんど変わらない、むしろ多いくらいです。それは、やはり駅東駐車場開発の問題です。この交換について、大変私はお叱りも受けていますし、アドバイスももらってまして、どうしても一般質問してくださいということだったので、3番目の大学経営と駐車場の交換について。

少子化で私立大学6割の定員割れが続き、最近、短期大学33校が閉校、4年制の有名なルーテル大学、学習院女子大学も学生募集を停止。県内では、中京学院大学は中津川市と瑞浪市のキャンパスを集約し多治見市に移転など、ますます大学の撤退、縮小が加速し、まさに大学経営は冬の時代です。駐車場の交換では、森議員のチラシ、皆さんも見られたと思います。「議会は土地交換の案件はすでに了承している」を読まれた人たちから、「市民の声も聞かないで一部の議員だけで決めているのか。」、「猫の店がオープンした時市長と澤議員が出席した様な同じ決め方

か。」その猫の玄関前から2月1日夜、市外の75歳、これは高山市の方ですけども、男性が瀬戸川に落ち、ずぶ濡れで助けられたようですけども、助けた人たちから、「こんな迷惑な店は古川から出ていけ。」「農免道路で3年前と同じ交通事故が起きたら市長と議会は責任を取れ。」「今の議会は市長のイエスマンが多い、早く市長と議員の出直し選挙をやって本来の二元代表制にし市民第一の市政にすれ。」などなど、怒りの声を背景に4点質問します。

市が大学設立に支援している2億5,000万円の使い道について。都竹市長は、まだ認可も下りていないのに、早々に大学評議員に就任したり、あるいは固定資産税を免除して大変優遇し、大学キャンパスを前提として宮城町にとの条件でした。そういうことで市が集めたふるさと納税約2億5,000万円をどのように使うのですか。また、文部科学省に、令和8年度開校の申請は4年制大学で8校、短期大学で1校の9校が出ています。中央教育審議会は急速な少子化を踏まえ、大学の認可要件を厳格にして、安易な新設を抑制すると答申。8月に認可されなかったら、支援金2億5,000万円はどうなるんですか。当然返してもらわなければいけないと思います。

まちなかキャンパスなら市の支援金は要らないのではないのでしょうか。2月、C o I Uの井上代表から説明を受け、不安になりました。当初の計画から大きく変わり、費用が20億円から70億円、そして12億円、この中に2億5,000万円のふるさと納税も入っています。学部名は観光から経営、そして共創。キャンパスは宮城町から若宮駐車場、そして、駅近くの建物をリースし、料理旅館と空き家を改装してまちなかキャンパスと、二転三転四転と変わっています。事業計画そのものに疑問です。同時に、現在約63万人の大学入学者が15年後には46万人になり、持続可能な大学経営ができないのではないのでしょうか。この際、まちなかキャンパスの物件は手配済みとのことですから、市の支援金2億5,000万円は返してもらうべきです。

3つ目、駅東開発事業と若宮駐車場について。私はこれまで若宮駐車場に商業施設のショッピングセンター、あるいはスーパーマーケットが進出を前提に6回質問してきているんですよ。その都度、再質問すると、「それは民間のことですから。」と逃げの答弁ばかり。その理由が分かりました。この資料②は昨年10月、上町での説明会での図面で、令和3年11月、全員協議会の説明と比べ、商業施設が小さくなって大学のキャンパスが大きく登場し、学生寮と研究支援施設はなくなり、宿泊施設になっています。さらに、1月16日、田端社長の説明では、商業施設は完全に消え、大学のキャンパスは約半分、新たに3棟のホテル、こんな二転三転四転と変わる事業計画を私は聞いたこともないですわ。ますます疑問です。駐車場として一等地の若宮駐車場を交換する必要はないと思います。上町での出席者から駅東開発に不安の声を多く聞いております。令和3年11月、全員協議会での計画案で確実なのが全天候型の遊び場と温浴施設だけです。今後計画は変わるでしょう。したがって、全ての事業計画が決まってから土地交換の話に入るべきで、最初から交換ありきでは市民は納得しません。

最後に、若宮駐車場と新駐車場の土地と建物について。2月13日、全員協議会の資料の鑑定評価額は、若宮駐車場の土地は1平方メートル当たり1万9,800円、上気多の新駐車場が1平方メートル当たり1万9,090円で710円の差。しかし、実際売買した場合は若宮駐車場のほうが新駐車場の上気多より高く、その差は1坪当たり約4万円とのことでした。若宮駐車場のトイレは古川町の会社が平成17年に1,417万円で建設し、今回、株式会社東洋発注のトイレは2.64倍の3,740万円です。若宮消防器具庫は同じ会社が平成19年、3,532万円で建設。今回は2.44倍の9,350万円で、

合計で1億3,090万円と高額の不動産鑑定評価。いずれも高山市の株式会社井上工務店が建設。市が地元の建設会社に発注した場合、トイレと消防器具庫は幾らになりますか。また、新駐車場のトイレと消防器具庫の配置や設計、デザインについて、市民や議会には一切説明がありません。市はいつ誰が認め、建設を許可したのですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

3点目、大学経営と駐車場の交換についてのご質問をいただいております。私のほうからはご質問のうち、大学関連の1点目、2点目を併せてお答えをさせていただきます。これまでお答えしてきた点もございますけれども、正しくご理解されていない部分もおありのようですので、いま一度ご説明をさせていただきます。また、ご質問では支援金とおっしゃっていらっしゃるようですが、寄附金のことと捉えてお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目の寄附金の使途についてですが、ふるさと納税寄附金の募集に当たっては、令和3年12月16日付で施行いたしました「飛騨市指定寄附金の募集に関する要綱」で明記しておりますように、1点目、大学関連施設周辺における市道等の環境整備に要する額、2点目、飛騨市企業立地促進条例に基づく助成措置に要する額、3点目、私立大学の設置者において大学関連施設の整備に要する額というように、使途を明記した上で募集をしております。当然でございますけれども、お寄せいただきましたご寄附についてもこれらの目的で活用させていただきます。寄附金の状況といたしましては、令和7年2月時点までの寄附総額は3億1,426万1,000円となっており、そのうち必要経費に充てた額と、古川町宮城町地内の大学関連施設用地周辺の市道の整備に充当した1,370万円を除いた、全ての額を私立大学設置応援基金に積み立てており、現時点での積立額は令和6年度末で2億6,760万5,000円となる見込みでございます。ただし、今後の寄附の状況によっては変更となる可能性がございます。

なお、今議会で上程いたしました新年度予算案において、先ほど申し上げた使途の3点目である大学関連施設の整備に要する額として、私立大学等整備事業補助金の1億4,000万円を計上させていただいており、財源は私立大学設置応援基金からの繰り入れ、つまり全額寄附金を活用させていただく予定です。また、大学設置の申請が認可されなかった場合の当該補助金の取り扱いについては、許可にかかわらず大学設立のために要した経費であれば、寄附金の取り扱いに関する条例等の趣旨に照らしても、市としては補助すべきものと思いますし、寄附者のご意向に沿った活用であると考えております。

次に2点目、寄附金の返還についてですけれども、先ほどお答えしたように、新年度予算において寄附金を財源として私立大学等整備事業補助金を計上したところであり、今後、大学として使用する施設の改修や備品の整備等について、大学設立基金側から補助金の交付申請が提出された場合は、審査を行った上で予算の範囲内で補助金を交付する予定でございます。このため、これまで市から大学設立基金側に補助金等は交付はしておりません。現時点で返還いただくような額は一切ございません。なお、大学設立に関する計画変更につきましては、大学設立基金側で対応されているものですので、市ではお答えする立場にはございませんのでよろしくお願いいたします。

します。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、3点目、4点目のご質問にお答えをいたします。

まず、3点目の駅東開発事業と若宮駐車場についてお答えをいたします。今回上程しております財産の交換の条件は、これまでも繰り返しご説明しておりますとおり、現在の駐車場と機能的価値及び財産的価値が一致、もしくはそれ以上であることです。開発計画は、大まかな趣旨や目的が公序良俗に反するものになるようなことがない限り、事業の細かい内容については変更があり得るものと考えております。開発内容が確定してから交換するというものではございません。令和3年11月の全員協議会、並びに開発者側が令和6年10月に上町栗原センターで行った住民説明会でも、ともに今後変更する可能性があることを前提に説明がされております。現時点で整備が予定されている施設について、改めて、開発者である飛騨古川駅東開発株式会社に確認したところ、前回の令和6年12月議会において野村議員の一般質問でお答えしたとおり、地域に根差したまちづくりを目指す共創拠点の商業施設として大学キャンパス、温浴施設、全天候型子供の遊び場、テナント賃貸借事業、宿泊等の設置は以前と変更ありません。また、飲食やカフェについても、テナントに含まれていることから、商業施設として、当初の計画内容と大きく逸脱しているとは考えておりません。したがって、予定どおり若宮駐車場と新駐車場の交換を進めさせていただきたいと考えております。

4点目の若宮駐車場と新駐車場の土地と建物についてお答えいたします。初めに、土地と建物の不動産鑑定評価は、不動産鑑定評価基準に基づき、信頼性の高い評価額を算出されております。今回の場合、建物所有者とその敷地の所有者が同一人であるため、評価基準における「自用の建物及びその敷地」の定義によりまして、原価法、取引事例比較法、収益還元法の3手法を用いて評価することになるそうですが、その3手法のうち、取引事例比較法、収益還元法につきましては、近隣に同規模の取引事例がなく比較できないこと。また、収益を伴うものではないことから、今回は原価法のみを用いて評価をされております。原価法では、土地の取得や造成費及び建設費等、不動産の新築に必要な費用を算出し、そこから、土地についてはその周辺の好ましくない事情など、建物については築年数などにより老朽化した部分などといった、減価償却を引いた金額が、その不動産の原価価値として評価されます。ですので、土地については双方舗装も含め駐車場としての現在の価値を評価していただいておりますし、建物については、新築価値は建設費がそのまま評価額となり、既存施設は同様のものを新しく建築した場合の費用から減価償却分を差し引いたものが現在の評価額となっております。

もし、市が消防器具庫と公衆トイレの建設を地元の建設会社に発注した場合、建築費が幾らになるかのご質問ですが、両施設とも市が発注する場合には、事前に設計業務委託が必要な規模の建物であることから、設計図書がない現状では建築費を算出することはできず、仮定でお答えすることはできません。また、新駐車場の公衆トイレと消防器具庫の配置や設置、デザインにつ

いて、市民や議会に一切説明がなく、誰が認め建設を許可したのかとのご質問ですが、建物の配置につきましては、交換後に使用することとなる市が指示しております。デザインについては、市が発注する案件ではありませんが、特段の問題はないものと捉えており、機能面においても交換に十分な機能を満たしていると判断をいたしております。建設の許可については、今回の建物は株式会社東洋の所有地に株式会社東洋が建設されたものであり、同社から民間の審査機関に建築確認申請が出され、建築許可が下りているものです。ただし、今回の場合、交換の条件として、機能的価値及び財産的価値が一致もしくはそれ以上であることが条件となっておりますので、市としては、設計の段階から、両施設の所管部署の担当者及び消防器具庫につきましては消防団の方々にも加わっていただき、設置場所や設計等について、複数回にわたり確認を行いながら仕様等を決定いたしております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

新しい駐車場が、今度は住宅地に近くなるわけですね。そうしますと、駐車場でトラブルが起きる可能性もあるわけですよ。そうした場合、近所迷惑ということになりますが、市はそういう住環境について考慮していたのですか、その辺はどうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

新しい駐車場の近隣につきましては、直接接地している民家はごくごく限られておりますし、上気多の山側のところは現在ほとんどが農地になっております。当然状況を見ながら、もしご迷惑がかかるようなことがあれば何らかの対策をしていかなければならないと思いますが、今議員がご心配になっているような、想定は現在のところしておりません。

○12番（野村勝憲）

そうしましたら、これまで市及び株式会社東洋はその周辺の住民の方々に、こういう駐車場ができますということを説明されたことはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

市からはいたしておりませんが、開発者側で、近隣の行政区に対しては説明をされていると伺っております。

○12番（野村勝憲）

私は地元の人から聞きましたけど、そんな説明を受けていませんということですね。堂々巡りで時間がなくなってしまうので。

そうしましたら、現在内定しているのは全天候型の遊び場と温浴施設です。これは各務原市にあり、同じようなものを飛騨バージョンとして持ってくるということだと思えますけども、各務原市は御存じのとおり人口15万人くらいで、そういった中にあるわけですね。そこに温浴施設は3つありますわ。1つは恵みの湯、美人の湯、これは民間です。それから、指定管理の3浴場。しかし、飛騨市は人口2万1,000人で、民間の施設は今度で3つできるわけですね。それで、市の

関係が5つで8施設になるわけですよ。近くのたんぼの湯、それから幸栄町にあります薬草の関係の施設、あそこにも大変な打撃を与えたいと思いますわ。薬草酵素温浴SlowTimeという名前だと思いますけども、さらに飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば一ふる、あるいはMプラザ流葉温泉にも影響しますけども、市はこの辺のことはどのように考えているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

駅東開発に入ります温浴施設につきましては、市民の皆さんを主なターゲットとしたものではなく、当然市民の方々のご利用もしていただいているのですけれども、市外からのお客様も誘致することを念頭に今、事業計画をつくっておられるとお聞きしております。

○12番（野村勝憲）

企業立地の助成金についてお聞きしますけども、今度、幾つかの事業所別にできるわけですね。そうしますと、企業立地という名目で、例えば4事業所だったら4事業者に助成金を出すんですか。それとも駅東開発株式会社だけに与えるんですか。その辺はどうなるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

企業立地補助金につきましては、駅東開発株式会社としての施設全体については、商業集積施設は対象となっております。その代わり、テナントとして入られるものが対象業種であれば、そのテナントとして入られる事業所が対象となります。

○12番（野村勝憲）

そうすると、温浴施設と全天候型の子供の遊び場は助成金が出るんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

温浴施設と全天候型の子供の遊び場は対象にはなりません。

○12番（野村勝憲）

今の状況でしたら、本当にホテルができるのか、大学がどうなるか分からないんですよ。最初の商業施設というのは、一般的なスーパーマーケットとかショッピングセンターのことを言うんですよ。それを変えたようなことを表現したら駄目ですよ。常識を持ってやってもらいたいと思いますわ。それで、私は今の状況だったら、むしろそのまま、自分の土地でやられたほうがいいと思いますが、その辺はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

そのことにつきましても、これまでもご説明しておりますとおり、駅東の開発については、民間で計画しておられることですので、そこについて市でお答えすべきことではございません。

○12番（野村勝憲）

時間がありませんので最後ですけれども、森議員は、議会は土地交換の案件は既に了承したと述べています。そんなことは絶対にありませんからね。

以上です。

〔12番 野村勝憲 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、12番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時15分といたします。

（ 休憩 午前11時08分 再開 午前11時15分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

14番、高原議員。

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。傍聴者がものすごく多くて、皆さん緊張されたのではないかなと思うんですけども、去年はいろいろなことがありまして、合併20周年記念、いろいろな行事があつて、いろいろなことがあつた中で、その頃からの古株でもある私はいろいろな思いに至りました。そして、松山元議員、深田元議員、斎藤輝治元議員。ずっと議員としてやってこられた方々が鬼籍に入られてしまいまして、そのこともあり、いろいろな20年間の飛騨市のことを本当に思い出して、どうしたらいいのかなとか、いろいろな反省点がいっぱいありました。本来なら3月議会というのは、先輩議員たちからもよく指導は受けていたんですが、予算の箇所づけとかいろいろなところで至らぬ点を見つけて、そこを市に正していくということなんですが、今回私もそのことを思っていたんですけど、初日の市長の説明で、いろいろな問題になっているところも細かくちゃんと検討されていることが分かって、しっかり見ているなということで、それで今回箇所づけとかそういったところは質問を控えることにいたします。そのとき、いろいろ歩かせてもらった中で、私は去年だけではないんですが、ずーっとずっと議員をしている中で思ったことが、「一人を救う者は、世界を救う」という、本当にいろいろ市民の方々の困りごととか悩みとかは千差万別です。それに1つでも答えられるようにして、見つけて、市のほうにお願いしていくのが議員の役目ではないかなと思ひまして。大きなことは言えませんが、市民のそれぞれの立場に立った目線でこれからもやっていきたいなと思っております。

それで、12月の議会では主権者教育というものを伺いました。そのとき、市長は有権者の

名前を書く普通の方々よりむしろ選挙に出るといえるか、議員になりたいとか市長になりたいとか、そちらのほうの考え方を変えていく必要があるのではないかというようなお話でありました。それも本当だとは思いますが、今回は、昨年は飛騨市議会議員選挙も飛騨市長選挙もありましたけれど、3回の選挙を通して感じたことを伺いたいと思います。年明けの岐阜県知事選挙もありましたけれども、投票率というのは一概に言えないと私は思っています。出る方々によって、もう決まってしまうなどか思ってしまったら、私が行かなくてもいいわなんて言って行かない人もいるだろうし、そして、特に1月のときは、結構皆さんインフルエンザとか新型コロナウイルス感染症にかかっていらっしゃって体調不良の方もいたりとかで、そのときそのときで、こういった小さな市は投票率が変わってくるなということは思うので、投票率のことは一概には申し上げられません。

ただ、言われたのが、岐阜県知事選挙のとき、いつもだったら次の日から期日前投票ができたんですけど、古川町以外の地区の3か所は1週間経った日から期日前投票ができるようになりました。岐阜県知事選挙はすごく長いので、マンパワーのこととか、いろいろなことを考えれば、それもやむを得ないなとは思っているんです。ただ、ポスターの掲示場所も昔に比べたら減ってきているし、あとは投票所もだんだんと少なくなってきた、そういった現状というのはやむを得ないということは分かるんですが、私がちょっとなと思ったのが、いつもだったら、選挙に行きましょうねという選挙広報車が一度も回ってこなかったし、結構気になっていろいろ回ったんですけど、市の選挙管理委員会の選挙広報車が回ってこなかったのも、あまり市も力を入れないのかなと選挙に関しては思いました。それで、民主主義にとって選挙というのはとても大切なものですから、法律でいろいろな規制がかかっていることは分かっているんですが、それが、こういった過疎化が進んでいる地域においても、都会の地域と同じような法律の構えであっては、本当に不都合なことが起こりやすいので、そういった法律改正とかが必要ならば、国会のほうにも訴えていくようにしなければならぬなと思っております。

それでお聞きしたいのが、直近の岐阜県知事選挙で選挙広報車はどれくらい回ったのかということと、その期間の選挙広報車の対応はどういうものだったのか。それは距離的にどのくらい選挙期間中、選挙広報車を走らせたのかをお伺いしたいなと思います。

そして、人口減少と高齢化が進んで、投票所まで行くことがなかなかできない方もいることを想像しまして、移動期日前投票所、車とかで移動しながら期日前投票所も考えて採用したらいいのではないかなと思いました。というのは、選挙の立会いの方々とか、そこには必ず市のちゃんと決められた人を置かなければいけないとか、いろいろな決まりがあつて、人手不足がネックになっているのは分かるんですけども、本当に選挙に行きたくてもいけない人の手助けはできないものなのか。地方自治の本旨、弱い立場の方々への支援を充実させ、誰一人取り残さない地域社会の実現に向けた施策を市長は標榜されておられます。まさに、初日に言われた市長の言葉というのは、私は一人を救う者は世界を救うではないかなと思っております。

3つ目に、市は今回、変革ということを標榜されてきておりますが、選挙管理における考え方というのはどのようなものなのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔選挙管理委員会事務局書記長 谷尻孝之 登壇〕

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

答弁の前に前提として申し上げますが、選挙に関することは選挙管理委員会が所管することですので、市長や総務部長がお答えすることではなく、選挙管理委員会委員長が答弁すべきものかと思いますが、実務を担っております書記長であります私のほうからお答えさせていただきます。

それでは、まず1点目の、直近の岐阜県知事選挙での選挙管理についてでございますが、今回の岐阜県知事選挙では、各振興事務所での立会人等の人員確保に大変苦慮している等の理由から、過去の日・時間別の投票状況等を考慮し、期日前投票所の開設期間、開設時間を短縮いたしました。開設期間は、古川町が16日間、河合町・宮川町・神岡町がそれぞれ8日間で、今回から神岡町について8日間短縮いたしました。開設時間については、古川町は午前8時半から午後8時までで、古川町以外は全て午前9時から午後7時までとし、1日当たり1時間30分短縮しました。また、選挙啓発車両は、本庁、各振興事務所各1台ずつ計4台配備し、各町での啓発のための出動回数は、古川町4回、河合町5回、宮川町9回、神岡町3回、その他、各町内でのこの公用車の移動の際には広報しながら走行し、啓発活動を実施しました。走行距離については正確には把握しておりませんが、各町において全域、もしくは人口密集地に出向いて広報いたしました。その他、周知の実績としましては、チラシでの全戸配布、啓発ポスターの掲示、ホームページやケーブルテレビへの掲載、同報無線での呼びかけを行いました。

次に、2点目及び3点目について関連がありますので、一括して答弁させていただきます。弱い立場の方々への支援ということは、飛騨市が取り組んでいる重点施策とも一致しており、選挙運営においても同様の考えであります。飛騨市選挙管理委員会では、投票所まで行くことができない方や、若者の投票機会の創出のため、既に実施しております和光園や古城特別支援学校、市内高校への期日前投票所の設置に加え、来年度執行予定の参議院選挙に向け、期日前投票期間中における各地区の公民館や集会施設に投票所を設ける、言わば「おでかけ投票所」の取り組みを模索しているところでございます。また、変革の意味では、議員ご指摘のとおり、投開票の事務従事者、立会人を担う人材不足が顕著になってきており、今までと同じようなやり方や体制では適正な選挙運営が難しくなっているのが現状です。このような課題がある中、選挙啓発を積極的に実施する一方で、各投票区とも協議をしながら今後の投票所運営の在り方を検討してまいります。

〔選挙管理委員会事務局書記長 谷尻孝之 着席〕

○14番（高原邦子）

宮川町は9回、出回っている。神岡町は3回、やっぱり会えなかったなと思いますし、古川町4回、河合町5回、これは何の差なんですか。むしろ、職員が多いから、そちらにかかれるのではないかなと思うんですが、その辺はどのように分析されていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

私のところのほうでも何回行けという具体的な指示はしていないというのが現状でございます。

すけども、人数が多いからというよりも、実は車が、警察のほうに車両の登録しなければいけないんですけども、運転手の登録もしなければいけないんです。そうすると、例えば私が登録してあれば私は運転できるんですけども、ほかの課の人間とかが運転をしようにもできないという状況もあります。そういった中で、選挙に携わる人間というのは振興事務所の中でも限られた人間になりますので、どうしても業務の状況によって若干余裕があるというところ、それから、かちかちでなかなか行けなかったところというようなことで難しかったということも聞いております。

ただ、一方で、特に神岡町なんかもそうなんですけども、各いろいろな現場に行くことがかなりありまして、これそのものとして回ったのは確かに3回かもしれないんですけども、そういった例えば山之村であるとか、ひだ流葉スキー場であるとか、そういったところに行くときに迂回して回るであるとか、そういったことでその部分をカバーしたというようなことを聞いております。

○14番（高原邦子）

選挙管理というのは、いろいろ私たち議員はよく分かります。ドライバーの名前もちゃんと登録しますから分かるんですけど、選挙管理委員会にはそういったものが課せられているということを知って、私は勉強になりましたけれども、そうすると、私は、あまりにもマンパワーが少ないのと思ったのが、神岡町でちゃんと命令されたとか委託された方、ずっとおらなければいけないと、でも、その方はものすごく大事な仕事をしているのに動けないんですよ。そういったようなこともあって、もっと選挙自体の規定を緩やかにしていかないと、選挙自体できなくなるのではないかと。それは法律で決められているとか、そんなことがあってそれを遵守されてそうになっているんですけど、早くいろいろな対策を言っていかなないと、できなくなっていくですよ。そうすると、今度は宮川町と河合町は、期日前投票は前日の3日間ぐらいに短縮しなければいけないとか、神岡町もそのぐらいにしろとか。古川町はいつでもいいですよという感じになると、そこでやり方を変えていかないと市民も不公平感を持つと思うので、その辺はどう考えていかれますか。もちろん法律で決まっていることだからと言われればそれまでなんですけど、このままでいいと思われませんか。たださえマンパワー、仕事を皆さんやらなければいけないのに、選挙のほうにずーっとというふうになると本当に大変ですよ。その辺はどう考えていらっしゃるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

まさしくおっしゃられることかと思えます。現在、特に職員のほうのマンパワーにつきましては、こういった工夫をしております。

まず、本庁のほうの期日前投票につきましては、従来ですと職員もかなりお願いしていたんですけども、今回から派遣社員の方、特に秋の衆議院議員選挙からそういった方をお願いしてやるようにしております。一方で、実はこういったときを使って、若い職員、今まで選挙事務をやったことのない職員も多々おりまして、実際の本番の会場に行く前にそういったところで研修ということではないんですけども、お願いしておりました。逆に、そういった方を、例えば神岡町の

会場に行ってくれないとか、そういった形でのやりくりをさせていただいております。一方で、時間的なことに関しましても、今回から時間を若干繰り上げるということの工夫もしております。これは期日前投票での話でございます。

当日の投票所のこともそうなんですけども、こちらのほうも、現在古川町を中心に行っているんですけども、地元の町内にアンケートを取っている状況でございます。それで、以前から比べますと、いわゆる時間の繰り上げの投票所というのも増えております。さらに、投票所そのものを一緒にしたらどうかという話も出ております。ただ、これは私どもがこうしたらというわけではなくて、地域の方とか地元の方を含めて、それでご提案をいただいた中で、そういったお互いの話し合いの中で決めていくことかなということを思っております。

○14番（高原邦子）

そうなんですよね。先ほどおでかけ投票所、公民館とか言っていたんですが、私は移動できる車とか、そういうものでいろいろな山奥にも行くよと言って、行ってくれるのがいいのではないかなと思うんですよ。公民館まで行けないという方もいらっしゃるのですね。だから、移動もちょっとは考えていただきたいなと思うんですが、そこは無理でしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

現在考えておりますのは、地域の方が集うことができる近所の公民館みたいなところに荷物を持って行って、そこでやっていただくということを想定しているわけでございます。要するに、ご自宅まで出かけてというところまでは、さすがに考えていないんですけども、一方で郵便投票であるとか、いろいろな投票の仕方もあるかと思しますので、そういった形での啓発も当然大切かと思っておりますけども、現在考えておりますのは、例えばどこどここの投票所が合併したみたいなことがあると、その部分が不便になります。不便になったところをどれだけでも補うためにも、その地域に出向いて、そこでの投票所の日にとりか時間は限定されますが、そういった形で投票所の開設を行いたいということを考えているところでございます。

○14番（高原邦子）

全国ではいろいろな理由で、移動というものをやっているところもあると思うので、規制もかかっていることも承知はしているんですけど、変革ですので、飛騨市はいろいろなことにチャレンジしていくことも必要かなと思うんです。

もう1つ気になるのが、私たちは選挙期間中はマイクを握ってやっているわけなんですけど、その間、事務のほうをやっている方が選挙管理委員会に問い合わせをするんですけど、まともに答えることはないそうです。県の選挙管理委員会にとか、いろいろなことを言うそうです。本当にそれが選挙管理委員会になっているのかなと。電話がかかってきたときは、その部分だけはきちんと答えられる人を要請しておくべきではないかなと思うんですよ。だから、各地神岡町でも河合町でも選挙管理委員会に問い合わせがあったときに、選挙期間中なりその辺を答えられるようにする。かといって、県の選挙管理委員会に言っても、あまりはつきりしたことも言わないそうです。だから、選挙というのは難しいなというような感じのことは言われていますので、今回も選挙のことだから無理かなと思ったんですけど、こうやって答えていただけてありがたい

んですけど、いま一度、法律的に改正しなければならない場合とか、そういうものは国に訴えていくとか、そういうことをやっていかなければいけないし、私たち議員も一番選挙には関わっているものですから、何卒、一人でも、「投票に行けれんのか、行く足がない。」とか言う人のためにも、一人の人を助けると思って組んでいていただきたいなと思うんです。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。昨年の能登地震から始まりまして、宮崎県とか東北地方でも日本各地で地震が頻発しております。被災者の皆さんの話を聞くと、平凡で当たり前だと思っていたことができることは、本当に大切でありがたいことなんだということを言われますね。本当にそうだなと思います。私も、両親が東日本大震災に遭って、とんでもない生活のところを見てきましたので、普通に毎日同じようなことができることの幸せ、それは今日本中の方々が、昨年より新たに思われているのではないかなと思います。災害級というと、地震だけではありません、雪の害もありますし、飛騨市で言うなら洪水とかがありましたよね。大変なことがありました。

今、人災とも言えるものの1つがまだ解決されていませんけど、埼玉県八潮市の道路陥没事故であります。その後、飛騨市も点検をされたということは聞いておりますが、あれは下水道管だったんですけど、水道管なども老朽しているところがありますし、その整備は道路改良とか道路整備に併せて、順次施工されていると認識しております。下水道も水道も企業会計とかそれに響いてくるので、なかなかやりたいなと思っても、財源とか予算のことを考えると難しいのかなということも思っています。しかし、水道等とか、そういうものはライフラインと言いまして、生きている以上はとても大切なものなんですよね。ぜひ、市民の安心のためにも、本当に更新を着実に進めていってもらいたいと思います。テレビで八潮市の話が出てから、皆さん車を運転する人も「どこかであんなふうに落ちたらどうしよう。」とかいうことも言われまして、心配だなという声は聞きました。それで今回質問することにいたしました。こういった水道管、下水道管とかもろもろの更新については、ほかの議員たちもいろいろなところで聞かれていますし、またかよなんていう思いもあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

もう1つ、水道管とかではないんですが、側溝を心配されている市民の方がいらっしゃいます。というのが、本当に側溝も古くなってしまっていて、老朽化していてひび割れたり、いろいろなところから漏水というか、水が流れていってどこに行くのか、土の下のことですから分かりませんよね。そうすると、「もしかして地震でもあったら、うちの家はこんなふうに傾くだけではなくて、倒れてしまうのではないか。」と、そんなようなことも言われる市民の方がいます。そして、そういったことに関しての要望等も市にも上がっているとは思いますが、今は下水道のことは調べられたということなんですけれども、例えば側溝のグレーチングの蓋を軽くして下さったりとか、側溝蓋の交換なんかも着実に市はされております。本当にありがたいなと思っています。そういったときに側溝の割れ具合とか、そういったこともちゃんとチェックを入れているのかなと。そして、漏水箇所が見つかった場合、ちゃんとその手入れをされているのかと、そういったことも心配しております。

今年の冬は本当に雪が多くて除雪も大変だった、除雪車とかオペレーターもみんな大変でした。本当に疲れ切っていました。市は除雪費の増額を専決としていまして、一番よく分かっているの

は市だと思うんですけども、除雪というものを考えると、今喫緊の課題は、人手不足になってくるとオペレーターがどうなっていくのか。そういったことを考えていくと、その対策も考えていかなければいけないと。どこかの企業と契約をしているとか、何年か前はそんなようなことを言われていましたけど、人は変わっていますので、今でもそんなことが言えるのかなということを思っています。

それで、今回5点聞きたいなと思っています。八潮市の事故を受けまして、下水道点検はどのようなものであったのでしょうか。全く心配は要らなかったのでしょうか。そして2点目、水道管の老朽化で水が汚れていたりとか、供給を自粛されているところはないのでしょうか。3番目です。側溝の老朽化によるひび割れや漏水箇所は、きちんと把握され、そして対処されているのか、対処はどのようになっていますか。4点目、万が一、漏水が原因の1つに挙げられて、家屋等に多大な被害が及んだ場合、法律的にもし訴えられた場合、市は責任を負わなくてもいいのですか、どうなんでしょうか。5番目、人手不足をどのように考えているかということです。持続可能な管理体制の構築は市役所が言っておられます。しかし、それは市の各種業種、業者にも言えることではないかなと思うんですが、その点、オペレーター不足とかそういう人手不足に対しての危惧とか、お考えはどのようなものでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、私からは1点目と2点目の質問についてお答えいたします。

まず、1点目の下水道管等の点検結果についてお答えいたします。令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、国土交通省は、令和7年1月29日に「下水道管路施設に対する緊急点検について」を発出し、全国の流域下水道管理者に対し緊急点検の要請をしました。この要請では、流域下水道管理者が管理する晴天時1日最大処理量30万立方メートル日以上の大規模な下水処理場に接続する口径2,000ミリメートル以上の下水道管路について、腐食等の施設の異常により道路陥没の恐れがないか目視等による緊急点検を行うとともに、点検により施設に異常があることを把握された場合には、各道路管理者とも連携の上、補修を行うなど適切な措置を検討するよう要請があったものです。

飛騨市の場合、一番大きな施設でも、単独公共下水道の古川浄化センターで、晴天時1日最大処理量は約5,000立方メートル日、接続する口径も600ミリメートルと小規模であることから、今回の要請の対象ではありませんでしたが、安全を確認するため、独自に緊急点検を行いました。今回の事故は、硫化水素による下水道管の腐食に起因するものと考えられていますが、下水道法及び下水道法施行令により、硫化水素が発生し、管を著しく劣化させる恐れのある箇所においては、5年に1回の頻度での点検が義務づけられていることから、飛騨市においては、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の4地区について、令和6年9月から12月にかけて、管路内の劣化状況についてカメラ調査を実施し、全ての箇所でも異常がなかったことを確認しておりました。また、令和3年度から令和5年度にかけて実施した主要な管路の耐震補強工事の施工において、管路内の劣化状況についても健全であることを確認しておりましたので、緊急点検では、重要な部

分において、路上からの目視により、道路の陥没などの変状がないかを確認いたしました。腐食の可能性のある鉄筋コンクリート管が埋設してある幹線部分、古川町地内で4.2キロメートル、神岡町地内で0.8キロメートルについて調査したところ、異常がないことを確認しましたので、ホームページやマスコミへの広報などでお知らせしたところです。今後も定期的な点検と日頃のパトロールを実施し、異常を発見した場合には詳細な調査と必要な対策を行うなど、下水道の安全確保に努めてまいります。

続いて、2点目の水道管の老朽化による水質汚濁の有無についてお答えします。水道管の老朽化による水質汚濁は、老朽化した交換でのさびの発生による異常などの場合が考えられますが、現状では市内での異常の報告はありません。また、水道管の老朽化が原因で供給を止めているところもあります。市では、毎日、市内全地域の給水栓で水質検査を実施し、色、濁り、味、臭い、塩素濃度を確認しておりますので、異常が認められた場合には速やかに対応することとしています。また、水道管は下水道管とは異なり、常に圧力がかかった状態ですので、水道管の破損があった場合、圧力により管の外部へ水が噴き出しますが、外部からの汚れが管の内部へ侵入することは通常ありませんし、工事を実施した際には排泥作業を行い、濁りなどがいないことを確認してから水の供給を開始することとしています。今後も市内の水道管における老朽化の割合は年々増加していきますので、適正な維持管理と計画的な更新を進め、安心・安全な水道水の供給に努めてまいります。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

3点目の側溝の漏水対策についてお答えします。

老朽化によるひび割れや漏水箇所につきましては、主に地域からの要望、住民からの通報、市職員による定期パトロールにより現状把握に努めております。ひび割れや漏水等の不具合を発見した場合には、破損規模により、緊急性や安全性を考慮しながら、優先順位をつけて、補修または改良工事を実施しております。部分的な破損で軽微なものにつきましては、地域基盤振興費を活用して補修を行っております。破損箇所が広範囲に広がり、比較的規模の大きな場合は、原因を究明する調査実施や工事規模も大きくなることから、国県の補助事業や起債事業を活用して、全体計画を立てて整備を行うこととしております。

次に、4点目の漏水を原因とした家屋等の被害に対する、市の法的責任についてお答えします。一般的には、市が管理する側溝の瑕疵が原因で損害が発生した場合、市は損害賠償責任を負う可能性があります。しかし、自然災害等による不可抗力や被害者側の過失などが認められる場合には、責任が軽減または免除される場合もあります。側溝の老朽化による漏水につきましては、近年、破損箇所も増えてきておりますが、漏水箇所を特定することも非常に難しい場合もあり、現状をしっかりと把握しながら、適切に対応することが大切であると考えております。議員からのご指摘もしっかり受け止め、市民生活に影響を及ぼさないよう努めてまいります。

次に、5点目の除雪オペレーター不足問題への考えについてお答えいたします。今年の冬は記

録的な降雪となり、連日の大雪にご対応いただいている除雪作業業者の方々には心より感謝を申し上げます。近年、様々な業界において人材不足が顕著になっている中、議員ご指摘のとおり、冬場の市民生活を確保するためには除雪作業の人手不足は大変深刻な課題であり、特にオペレーターの確保は急務であります。現在、市が委託する除雪オペレーターの数は221人で、平均年齢は52歳となっており、毎年少しずつ年齢も上昇してきております。新型コロナウイルス感染症の教訓も踏まえ、現在は除雪業者間で協力体制を整え、非常時の対応にも努めております。また、近年ではオペレーターの交代制導入による負担軽減や女性オペレーターの採用など、各業者においても人材確保のための工夫や努力がなされております。市としましては、オペレーターの負担軽減を図るべく、除雪機械の効率的な運用や貸与機械台数の補強、除雪ルートの見直しなど、関係機関と協議を進め、市民の皆様の安全確保を最優先に除雪体制の強化を図っているところです。しかし、現状では、まだまだ十分な人材確保には至っておりません。持続可能な除雪管理体制を構築するためには、市のみではなく国や県、市内全域の事業者、各種団体、企業と連携し、地域全体で取り組む必要があると考えております。今後は、こうした関係機関との協議も進め、具体的な対応策の検討を進めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（澤史朗）

間もなく正午となりますが、このまま高原議員の一般質問を続けます。

○14番（高原邦子）

一応、飛騨市の場合、下水道とかそういうのはまだまだ耐用年数とか、下水道管は50年、水道管が40年ですよね、そういったところではかかっていないからいいなとは思っていたんですが、早速しっかりとチェックを入れていただいて、ありがとうございます。

それで、水道管のほうなんですけど、神岡町のことなんですけど、さびがあって、ちょっとそこからのものをストップしてというようなことがありました。それでもう1つ、水道のことでお伺いしたいのが、夏になると、市民の声からなんですけど、水道水が熱いと言うんですね。それは、使う人が少なくなってくると、水が流れなくなると、水道も温くなるんですよということは説明はしているんですけど、温度管理とか、そういったこともしっかりやらないと、今言われました塩素で消毒しているというんですけど、最初の出すところと、自分たちの家のところと、水の塩素濃度というのはどこを測っても一緒なものなんじゃないでしょうか。濃いとか薄いとかはないんですか、その辺いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

水道管の塩素濃度につきましては、浄水場付近と末端を比べますと、末端のほうが薄くなる傾向にあります。それで、基準では、末端で塩素濃度が0.1ミリグラムパーリットル以上を確保するような塩素を注入するようになっているので、その基準に基づいて運転しております。

○14番（高原邦子）

それで、夏なんか水道水が温かくなっても別に問題はないんですよね。衛生的に悪くなるとか

そういうことはないんでしょうか。そういうことも心配な方はいらっしゃって、言ってこられるので説明はしているんですが、私もエビデンスとか、そういったことを知らないものですから下手なことは言えないんですけども、大丈夫ですよ。ぬるくなって、結構熱いところもあるらしいんですけど。「一度触りに来い。」なんて言われたことがあるんですけど、その辺はぬるいお湯でも大丈夫ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

夏場の水道水につきましては、議員おっしゃられるとおり、特に末端部分に多いわけですが、昼間使用がなかったりしますと、水が動かないことから温度が上がるといような状況が見られます。その場合でも、塩素を基準どおり含有しておれば、衛生上は問題ございませんので、安心してお使いいただければと思います。

○14番（高原邦子）

次に、側溝のことなんですけれど、結構本当に箇所がひどくなっているの、県とか、いろいろなところに相談してなんて言っているんですが、これ大分20年近く言われている箇所もありますよね。なかなか予算とか財源がないということで進んでいないのかもしれませんが、本当にあいつた事故というのを見るたびに、側溝のひび割れがそんなものが何よと思われるかもしれませんが、どうにかしていかないといけないと思うんですけど、チェックは入らせているということですが、ぜひ、そういった工事とか計画もきちんと立ててやっていてもらいたいなと思っています。

そして、この冬で今、オペレーターが何とかいろいろなことを言っているんですが、オペレーターの人も大変だったんですが、市役所の基盤整備部とか、そちらの関係の職員も本当に大変だったと思います。皆さんが大変な中で文句ばかり言っているのもなんなんです、神岡町ではよく言われるんですけど、冬になると近所の仲が悪くなると、雪の流し方で詰まらせたりとかいろいろなことがあって、仲が悪くなるということもあって、雪またじということに関しては皆さんがいきりなってしまうところもあるので、お声がけの放送も流れているんですけど、これからはしっかりと災害雪に対して、万全に向かえるように心がけていただけたらなと思っています。

本当にいろいろなことを今回も言われてくる方がいらしたんですけど、みんなで心を1つに向かっていかないと、協力していかないといけない時代だなということを感じましたので、いろいろなところにもお声かけして、そして、雪対策に向かって、災害もそうだと思うし、いろいろなものに対してもみんなの協力が必要だということを、皆さんにお知らせするような方法をまた考えていただきたいなと思います。

お昼も過ぎましたので、今日はこれくらいにしておきます。

〔14番 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、14番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時06分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、中田議員。

〔2番 中田利昭 登壇〕

○2番（中田利昭）

それでは、議長から発言の許可を受けましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1番目としまして、飛騨市のDX推進計画の進捗状況と課題と今後についてとして伺います。人口減少が顕著な現在、人的資源を有効に配置するためには、行政のスリム化や効率化は必須課題です。全国どこの自治体でも、また、民間企業でも急速にDX化を推し進めているところがございます。当市でも「飛騨市DX推進計画（令和6年度～令和8年度）」を策定し、行政のスリム化や効率化に取り組んでいるところがございますが、市民の皆様には大変理解しづらい計画となっております。専門的な知識や横文字が多いことが理解の妨げとなっているものと考えております。人口減少先進地の飛騨市においては「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市」を目指すに当たり、DX化の推進は絶対条件と考えております。そこで、市民の皆様にご理解を深めていただく意味も込めまして、以下の7点についてお伺いをいたします。できる限り、分かりやすくご答弁をお願いいたします。

まず1つ目の、デジタル・トランスフォーメーションなど、横文字の頭文字を使って表記する方法は近年多用され、使うほうとしては大変便利に使える一方、意味が分からず、理解できないなどの弊害もあります。そもそもDXとは何か。また、飛騨市が推進するDXとはどんなものか。市役所業務のどの辺りが、どの部分がDX化しているかをお伺いをいたします。

2つ目としまして、現在までの進捗状況を伺います。飛騨市DX推進計画の本年度は、中間年となっております。既に書かない窓口などが運用をされておりますが、現在までの進捗状況をお聞かせ願います。

3番、令和9年度以降もDX化を進めるのかをお伺いします。DX化は今後もほぼ永遠に推進していく必要があると考えられますが、飛騨市DX推進計画は令和8年度までの計画ですが、令和9年度以降も計画をして進めていくのかをお伺いをいたします。

4番目としまして、デジタル人材の育成は進んでいるのかを伺います。DX化を推進するに当たり、少なからず専門知識のある職員が必要となります。DX化が高度に発達すれば、専門知識がなくとも運用できるものと思われそうですが、それまでの期間はデジタル人材の育成が必要となってくるものと思われします。現在飛騨市では、デジタル人員を育成をしているのか、または専門知識のある人材を外部から採用して補っているのかを伺います。

5番目として、A Iの活用にということですが、デジタル業界は日進月歩を通り越して秒進分歩となっております。ムーアの法則を借りて言えば、これは集積回路の場合でありますけど、トランジスタの数は2年で倍になり、集積回路のみならず、様々なデジタル分野においてもおおむねそのような法則どおりに世の中が動いております。私は30年ほど前にソフトウェア会社にいましたが、当時からはムーアの法則というのには有名でありまして、その頃からほぼ同様のスピードで進化していると言われております。急速に進化をする中で、我々の想像をはるかに超えたスピードで進んでいますが、第二期飛騨市総合政策指針でもA Iの活用を打ち出しておりますが、D X推進計画においてもA Iを活用していくのか。そもそも、D X化というのは、当然A Iも含めての話なんですけれども、飛騨市でもA Iは今後活用していくのかを伺います。

6番目に、最近、コードを書かないアプリケーションソフトの独自開発がありますが、そういうものはできないかを伺います。近年、プログラムコードを書かなくても開発できるアプリケーションが話題となっておりますが、今後D X化が進むにつれ、飛騨市特有の事情などを含めたソフト開発も必要となってきます。コードを書かなくてもいいということは、ハードルも低く、どなたでも開発ができると思われますが、そのようなアプリというのは非常に有用ですし、安価に開発ができそうですが、そういうようなソフトの導入があるのかを伺います。

最後にですが、D Xの推進に当たり課題があるのであればお伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、私のほうから、デジタル・トランスフォーメーションにつきまして、まとめてご答弁させていただきます。

市では、人口減少が進む中、行政の効率化は重要な課題であると認識し、その課題解決の1つとしてD X推進に積極的に取り組んでいるところでございます。市民の皆様にも理解を深めていただきたく、順次答弁申し上げます。

まず、1番目のご質問について、D Xとはデジタル・トランスフォーメーションの略でありまして、デジタル技術を活用して、社会や組織の仕組み、業務、サービスなどを根本的に変革することを指します。分かりやすく申し上げますと、従来のやり方をデジタル技術を活用して、より効率的で質の高いものに変えていくということでございます。なぜデジタル変革ではなく、D Xと表記しているかについては、ご指摘のとおり簡潔であることや、近年、既に国際的な用語としてある程度定着していること、デジタル分野やビジネス等の業界内での共通理解が得られやすいことなどが理由でございます。現在、市が取り組んでいるD X推進につきましては、書かない窓口の推進、行政手続きのオンライン化、業務改革の推進、テレワークの推進、デジタルディバイド対策などがあります。

続きまして、2番目のD X推進計画の進捗状況についてですが、飛騨市では、令和5年度に飛騨市D X推進計画を策定し、これに合わせて順次取り組みを進めております。その取り組みの一部を抜粋してご紹介申し上げます。

まず1つ目は、行かない市役所、書かない窓口の推進についてでございます。書かない窓口に

については、先般報道発表もさせていただきましたが、証明書発行業務などで1月31日から運用開始をしており、今後は利用可能手続きを段階的に増やしていく予定です。行かない市役所については、一部の郵便局での住民票等の交付サービス、デジタル仮想空間を利用した相談業務や手続き案内の実証実験、電子申請フォームを利用した各種手続きの事前予約、x I Dアプリを用いた電子通知などを実施しております。

2つ目には、デジタルディバイド対策です。デジタルディバイドにつきましては、前回12月議会での中田議員への一般質問で答弁させていただきましたが、市では、市民向けのスマートフォン利用講座を総務省の事業で実施し、延べ35名の参加者がありました。本事業は、総務省のカリキュラムが細かく決まっているため、参加者のニーズに合わせた柔軟な内容で開催できないことから、来年度以降は地元企業や団体と協力し、市民ニーズに合ったデジタルディバイド対策事業の推進を進めているところです。

3つ目には、公文書管理のデジタル化です。今年度のファイルサーバーの更新に合わせ、文書管理についてのルールの見直しを行いました。また、文書管理システムについても6番目のご質問にありますノーコードツールを利用して、職員の内製で運用開始をしております。現状は、ほとんどの文書が紙原本としておりますが、国の法改正やアナログ規制の見直しに合わせ、順次デジタル化の検討を行ってまいります。あわせて、文書決裁のデジタル化についても検討を進めており、先進自治体の調査研究をしているところでございます。以上、取り組みの一部を紹介させていただきましたが、本計画に沿って推進しており、現状どの項目も大きな予定変更はございません。また、本計画に含まれていない新たな技術等についても、有用性、セキュリティーを含め、調査研究を行い、随時、実証実験やトライアル利用を行ってまいります。

次に、3番目の令和9年度以降のDX推進計画について答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり、DX分野は技術の進歩が著しい分野であり、国のガイドラインでは5年ごとの計画見直しとなっていますが、飛騨市では3年ごとの計画としております。今後も継続してDX推進を行っていくことにより、人口減少が加速する中で、限られた人材で、より質の高い行政サービスを提供できるようになり、持続可能な地域社会の実現を推進できると考えております。

次に、4番目のデジタル人材の育成についてです。現状、常勤の専門人材の登用は考えておりませんが、必要な分野に応じたICT支援員を週2日、半日勤務で3名の方に委託しています。それぞれ得意分野が異なるため、課題に応じて対応していますが、取り組みたい課題に対して、十分な数と時間とは言えず、職員全体のスキルアップについても必要不可欠です。このことから、今年度、若手職員を対象としたデジタル人材プロジェクトを立ち上げ、デジタルツールの活用研修や外部講師を招いた勉強会を行いました。また、管理職、監督職、一般職員の階層別のデジタル意識醸成研修を岐阜県の支援事業を利用し実施しました。今年度は、新しいものに触れることや意識の醸成を推進し、職員一人一人の現状の課題の明確化に注力したところでございます。また、市の人材育成基本方針では、新たにデジタル人材の育成についての項目も盛り込む予定でありまして、今後はこれに沿った人材育成を推進してまいります。

続いて、AIの活用についてですが、DXにおいて重要な要素の1つと考えております。飛騨市DX推進計画にも取り組み項目として挙がっており、これまでも、AI-OCRやAIチャットボット、AI会議録システムの利用を開始しております。昨今話題の生成AIについては、庁

内に部署横断型の活用推進プロジェクトを立ち上げ、外部事業者の支援を受け、基礎知識の習得や市の業務への活用について検討してまいりました。この結果を踏まえ、市の業務でセキュリティー面でも安全に利用可能なサービスを決定し、一部利用を開始したところです。現在、このツールの利活用推進を検討していくプロジェクトを再度立ち上げ、利用シーンや業務の検討、また、利用ガイドラインの改正も併せて検討しているところでございます。

次に、6番目のコードを書かないアプリケーションソフトについてですが、これは一般にノーコードツールと言われるものですが、飛騨市では令和4年度に庁舎ネットワークに限定して、ブリザンターというノーコードツールを導入し、現在、全庁的に利用しております。先ほど申し上げました文書管理システムや、各種台帳管理を行っているものについて利用が進んでおり、100以上のアプリを既に運用中です。また、インターネット環境でも利用可能な汎用電子申請ツールであるL o g oフォームについても令和3年度より導入しており、ノーコードでフォームの作成が可能となっております。こちらは主にアンケートであったり、各種利用申請フォーム等で、これまで2,000を超えるフォームを作成し、利用しております。

最後に、7番目のD X推進の今後の課題について答弁いたします。飛騨市におけるD X推進には、大きく3つの課題があると考えております。

1つ目の予算やリソースの確保について。予算については、国や県の有用な補助金、交付金について活用を模索し、必要に応じて積極的に活用を行っていきたいと考えております。時間や人員などのリソースについては、職員一人一人がスキルアップしていくことで、全体の必要なリソースの確保を図っていきたいと考えております。

2つ目のデジタルリテラシーの向上についてでございます。デジタルリテラシーとは、デジタル技術や情報を適切に理解し活用する能力のことを指しますが、市民、職員ともに継続した能力向上を図ることが必要と考えております。

3つ目、セキュリティー対策につきましては、D X推進とセキュリティー対策は両輪で推進していくことが求められていますが、D X推進に当たりデジタル化することで、情報漏えいやセキュリティーリスクが増加する可能性があり、適切なセキュリティー対策を講じることが必要と考えております。これら、課題はありますが、市民の皆様と協力してD Xを推進してまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○2番（中田利昭）

かなり細かいご答弁をいただきましてありがとうございます。日常の業務で大変なところにこういうデジタルの知識も備えなければいけないということは、もう本当に大変ご苦勞には思っております。今ほどデジタルリテラシーの件についても言われましたけども、市役所の職員のみならず我々議員もですし、また、市民の皆さんも同時に勉強をしていきたいところでございます。

それで2、3点伺いをしたいのですが、例えばクラウドサービスというのは必ず必要になってくると思うんですけども、できる範囲でいいんですけども、クラウドサービスの提携先というのは国内企業なのか、外国企業なのか伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

手元に細かい資料を持ち合わせておりません。ただ、基本的には国内のものかと思っております。

○2番（中田利昭）

私の個人的な意見なんですけども、日本の政府はアマゾンのクラウドサービスを利用しているので、基本的に海外企業なので、幾ら同盟国とはいえちょっと危険だなと個人的に思っておりますので、今、国内企業ということでちょっと安心をいたしました。

それから、DX化と言われる前というのは、IT化なんてことを言われた時代もありましたけど、IT化はどちらかというと量的なシステムを速くするというのがIT化だったのではないかなと思いますけども、DX化は、それに対して質的な向上という意味合いがあるのではないかなと私は思っておりますけども、飛騨市のDX推進計画において、例えば量的な質の変化があったのか。また、DX化に伴いまして、例えば今まで人的資源が人が減っていく中で、ほかへ回していけるというような実績というのは、もしあれば教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

なかなかドラスチックに全ての物ががらっと動くというわけにはなかなかいかないんですけども、手短なというか、手元の中で私が感じているところは、例えば先ほど話がありましたノーコードツールもそうなんですけども、以前までですと、何かの申請において紙で申請していただいて、それを自分のエクセルとかに打ち換えて、それで表をつくるというような形が昔のやり方でした。ただ、最近は、例えば少し前のワクチン接種のときに、やはり皆様方がいわゆるスマホとかいろいろなところからデジタルで入力していただくことによって、これが結局そのまま表になるというか、資料になります。要するに打ち換えるとか、そういった手間がなくなってきます。そうしますと、それだけでも多くの手間がなくなると時間的な余裕が出てくる。そうすると、その時間がほかの業務に生かせられるというようなことがありますので、そういった意味では、目に見えての体感としては、そういったところが大きいかなということは思っております。

○2番（中田利昭）

まさにこのDX化の効果ではないかなと感じております。昨年、税務データの移し替えがありましたけども、これはまだ相変わらず、国から下りてきたデータを手入力するということは変わってはいないですか。また、今後それが自動化するというような予定はあるのか教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

まさに今現在その作業を行っている最中でございます。私も実際のものを確認しました。1つ例を挙げますと、医療費控除というものがあります。例えば給与所得の方が医療費控除を受けようとしたときに、自分のいわゆる源泉徴収票の全てを入力しなくても、ある一定の数字だけ入れて、あとは自分の医療費のものを入力すれば国は受け取ってもらえます。これはオーケーです。

ところが、これが国からデータが流れてきますと、必要最低限の数字しか入ってきません。そうすると、例えば市民税で課税をしようとする、皆様方ご承知のとおり、生命保険料控除の1つについても国と市町村では控除額が変わってきます。そうすると、そこを解釈して、その市の控除に合うように入れ直さなければいけないという作業が出てきます。これは、最初の入力するときに、そういったものも細かく入れる、もしくは源泉徴収票のデータそのものをデジタル的にもらうということが必要になってきます。そうすると、企業の協力であるとか、システムそのものの入れ方であるとか、まだまだ課題がたくさんあるなということは実感しております。最近、今、確定申告なんかですと電子申告がかなり多くなってきております。そうすると、そういったバックヤード業務がどんどんどんどん増えてきているというのが実態かなということを思っています。ただ、これは恐らく日本全国、皆さん方、考えていらっしゃるのかと思いますので、もしそういった国に対して要望があったら、積極的にそういったものもお願いしたいと考えとともに、今まだ手入力でやっているんですけども、そこを何とかうまくいけるようなことも考えていきたいというようなことも考えております。

○2番（中田利昭）

まだまだ課題はあるということで、ぜひとも、そこにめげずに頑張っていただきたいと思っております。

それから、例えばDX化といいましても、自治体によっては導入するシステムというのは違うと思うんですけども、違うのか、大体一緒なのか。今の話ではないですけども、国とのデータ連携をするためのソフトが違ふとか、いろいろあると思うんですけど、そういうのは統一ができない、いろいろな業者があるので難しいと思うんですけども、例えば幾つぐらいのDX化するためのシステムというのがあるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

以前は、岐阜県の場合ですと岐阜県行政情報センターというところが県内をほとんど受けていたわけでございます。それが各県いっぱいいろいろな種類があったということを認識しております。それが、今のシステムの標準化ということで国が主導的にソフトを一本化しようと、これは1つにはマイナンバーカードが普及し始めたことによってできるようになってくると思うんですけども、そうすると、住民情報であるとかそういった基幹業務が全部、全国で一本になるというようなことになろうかと思います。それに対して、今度は各メーカーがそれに準じたソフトを考えてくるようになるかと思えます。分かりやすく言うならば、例えばCDという1つのデータがあるならば、いわゆるソニー株式会社であるとか、パナソニック株式会社であるとか、それがその規格に沿ったものをつくっていただけるというようなものでございますので、ある意味それはどんどんどんどん今後広がっていくのではないかなということは想像しております。

○2番（中田利昭）

昔で言ったらVHSとベータのそんなようなイメージで、アナログ人間には分かりやすいのではないかなと思っております。DXの質問はこのぐらいにしまして、次の質問に移りたいと思います。

2番目としまして、消防の救助体制と民間業者の活用についてということで、お伺いをしたいと思います。今年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故では、トラック1台が転落し、車体は引き上げられたもののキャビン、運転席のことですけれども、ちぎれて引き上げられず、運転手共々いまだ行方不明となっております。また、想定外の大規模な陥没事故でしたので、二次被害を想定しながら、慎重に救助活動を進められていましたが、結果、長期間を要する救助活動となり、当初は運転手と連絡を取れていたという情報もありますけれども、大変な結果となっております。また、地域住民におかれましては大変に不便な生活を強いられていると聞きます。いずれこの事故の総括というものはされるとは思うんですけれども、初動体制に不備がなかったのかなど、悔やまれる事故となっております。また、昨年12月に下呂市の救急車が萩原町で道路脇に衝突をしまして、炎上するという事故がありました。死者こそ出ませんでしたけど、骨折などをされた重傷者が出ております。この原因の1つとしまして、運転をしていた職員がうまく仮眠を取れていなかったことが原因とされ、現在の下呂市議会で職員を補充する条例が議会に提出されたところと聞いております。それらを踏まえて、以下の5点についてお伺いをしたいと思います。

1つ目ですが、飛騨市では救助活動を想定して、どのような訓練をしているのかを伺いたと思います。日頃、各消防署で訓練をしている光景を見かけ、大変に頼もしく、また、頭が下がる思いでございます。八潮市の大規模な陥没事故というのは想定外の事故と事案であると私は考えておりますけれども、飛騨市では、普段どのような事故を想定しているのか、また、どのような訓練を行っているかを伺いたと思います。

2つ目ですけれども、想定を超えた救助活動では民間業者を活用できないかを伺います。八潮市の陥没事故のように、大規模かつ想定外の事故が起こった場合、飛騨市が持つ車両や道具、機械等では対応できないことも想定をされます。八潮市の事故でも、民間業者を活用して救助すれば助かったのではないかと声を私はたくさん聞いております。知り合いの土木業者に伺ったところ、民間業者が持っている重機、機械、技術等々あれば救助できたのではないかと返答を聞いております。少なくとも、八潮市の事故で、ワイヤーが切れてトラックが一旦穴に落ちるといようなミスというのは絶対ないということでありました。八潮市の消防を非難をするつもりはありませんけれども、消防署員の技術や、民間の技術、道具等をかけ合わせれば、想定外にも対応できるのではないかと、私、個人的には考えるところでございます。飛騨市ではこのような場合、民間の業者を使う用意はあるかを伺いたと思います。

3つ目ですが、民間業者を活用した場合の問題点はあるかを伺いたと思います。もし、民間業者を活用することができるのであれば、どのような問題が想定されるかを伺います。

4番目でございます。飛騨市の消防職員の人員は適切かどうかを伺います。下呂市の救急車事故は先ほども申しましたが、人員不足で仮眠が十分でなかったことが原因とされ、現在の議会に4人増員の97人体制という条例を提出したと聞いております。下呂市は飛騨市より人口規模が大きいので一概には言えませんが、現在の飛騨市では職員が足りているのかを伺いたと思います。

5つ目でございます。故障や事故で救急車や消防車が使用できないときは予備車はあるのか、また、残りの車両で対応できるのかを伺います。下呂市の救急車炎上事故では、新しい車両を確保するまでは長期間にわたり減車になることが予想されますが、そこで、消防車や救急車などの

特殊車両には代車というものが存在するのかをまずは伺います。もしないのであれば、残りの車両で運用が可能なのか。あわせて、車検や修理等で車両が使用できないときの対応も伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔消防長 堀田丈二郎 登壇〕

□消防長（堀田丈二郎）

消防の救助体制と、民間企業の活用についてお答えします。

1点目、救助活動を想定した訓練についてですが、年間を通じて訓練計画を立て、定期的に訓練を実施しています。例えば、交通事故を想定した訓練では、廃棄車両を借用し、車両破壊や要救助者救出訓練を行うなど、より実践的な訓練を心がけています。水難事故が発生する時期の前に、河川やダム湖等を利用し、潜水隊、防災航空隊、警察官と連携した救助訓練を行うなど、時期ごとに発生する可能性が高い訓練を想定し、定期的に実施するとともに、あらゆる現場を想定した訓練を実施しています。

2点目、救助活動における民間企業の活用についてですが、災害現場に現着した消防隊長、いわゆる責任者のまず行うことは、安全管理に配慮しながら状況を把握、評価し、出動した人員、装備で対応可能かを判断し、その旨を無線で消防本部司令室に一報します。つまり、この一番初めの段階で出動した消防力で対応可能か、応援の必要性も含めて判断することになります。事案によっては、消防の資機材より、民間業者のほうが明らかにスペックもスキルも高いことがあることは承知いたしております。例示された埼玉県的事案で例えれば、消防の救助工作車のクレーンは最大つり上げ荷重が2.9トンですが、市内の民間業者のクレーンは80トンクラスのクレーンもあります。このため、消防の資機材や能力で対応不可能な場合は、民間業者を要請することもあります。

3点目、民間業者を活用した場合の課題についてお答えします。一般的に関係機関と連携する場合の課題として、指揮命令系統、安全確保、責任所在、費用負担が課題と考えられます。しかし、現場で情報を共有し、お互いの強みを生かし、意見を聞き、そこで協議し決定した活動方針で活動することができれば、これほど心強いことはありません。その上で、指揮命令系統、安全確保、責任所在、費用負担は全て要請した飛騨市及び消防が担うことを明確にすれば、特に大きな課題はないと考えます。課題があるとすれば、あまり機会のない特異な災害での消防職員の経験やスキルが挙げられ、他市の災害事案などを題材に訓練や研修を重ねるしかないと考えています。

4点目、飛騨市の消防職員の数についてです。自治体の消防力を判断するのに、総務省消防庁で定めた消防力の整備指針があります。人口当たりの消防車や救急車の基準となるものですが、飛騨市は、地域特性から基準以上の車両を有しております。例えば飛騨市には救急車が5台あり、24時間365日、消防車と乗り換え運用ではありますが、5台の車両が出動できる人員を確保しております。議員ご指摘のように、夜間、長時間の出場により仮眠が十分取れない状態となるリスクがありますので、下呂市の事案を受け、事故防止対策を再検討し、職員へ対策を通知したところです。飛騨市職員条例定数において、消防機関の職員は定数78名となっております。現在の職員

数は76名です。令和7年度に新たに3名採用し、飛騨市発足以来、初めて条例定数と同じ78名の職員数となり、人員強化が図れる予定です。

5番目、救急車や消防車の代車の有無について。救急車や消防車の代わりとなる、いわゆる予備車というものはありません。しかし、先ほどお話したとおり、人口当たりでは多くの車両を配備しており、車検や修理等で車両が使用できないときは、2台配備されている署から一時的な車両配置替え等により対応しており、短時間であれば支障なく運用できています。

〔消防長 堀田丈二郎 着席〕

○2番（中田利昭）

丁寧な答弁ありがとうございました。消防車や救急車みたいな特殊車両というのは本当特殊なので、発注してから納車までかなり時間がかかると思っていましたので、すごく安心をしております。自分のことで言うと、普通のトラックでも今1年半持ちなので、その点は足りるということであれば、新車待ちでも安心ということですので少し安心をしております。

それでは、何点か再質問させていただきたいと思いますが、消防署が担う活動範囲といいますか、人命救助に関してはほぼ消防署が担うと思うんですけども、例えば山岳救助隊は警察署のほうで担当していると思うんですけども、ざくっとでいいので、どこまでが消防署の担当というのが分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

消防組織法の中に、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」というような文面があったと思います。具体的には、国民の生命・身体・財産を守るのが消防の任務とされておりまして、飛騨市で起こった災害は全て我々が対応することとなりますし、必要に応じて関係機関と連携して対応することになるかと思っています。

○2番（中田利昭）

それを聞いて安心をしております。

山岳救助隊に参加するということは、消防署としてはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

山岳救助隊は警察が主に担っているところです。聞いた範囲では、山岳届出を出す上は警察がメインになる。これは消防の歴史というのは、昭和22年に消防組織法が出て、警察から分離された。それ以前から、山岳救助は警察が担っていた歴史がありまして、今も山岳届出を出すところは警察のほうで逆に装備技術が進んでおりますし、飛騨市の管轄外ではないところなんですけれども、北アルプスなんかでは警察のほうで常駐されていたりとか、そういったこともございますので、いずれにしても、事案があれば連携して活動することになります。

○2番（中田利昭）

分かりました。もう1つ、ぶっちゃけた質問をさせていただきますけども、例えば今回のような八潮市の、15メートルぐらいの穴が空いたと思うんですけども、飛騨市では、先ほどのお話で

ありましたけども600ミリメートルが最高の管ということは聞きましたので、15メートルまで深まるということはないとは思いますが、例えば15メートルの今回のような穴が空いた場合、飛騨市では対応というのは可能なのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

ケース・バイ・ケースだと思いますが、八潮市の事案を見る限りでは、消防の資機材では明らかに無理だと考えます。単に、山岳の十数メートルの転落滑落事故であれば、安全管理に配慮した上で消防の資機材でも引き上げることは可能だとは考えておりますが、いずれにしてもケース・バイ・ケースでその場の判断になろうかと思えます。

○2番（中田利昭）

ケース・バイ・ケースということでご答弁をいただきましたが、先ほどの質問に戻りますけども、例えばケース・バイ・ケースで想定外、消防署では対応できないよというときは、民間業者を活用する用意は、これもケース・バイ・ケースとは思いますが、そういう用意があるのか、また、資金を飛騨市で決済できるようなことができるのかお聞かせを願いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

消防機関と民間の業者との、例えば協定を結んでいるとかそういったことはございません。ただし、飛騨市防災計画の中で、飛騨市とさまざまな団体とは協定は多くございまして、80団体近くあるというふうに聞いております。そういった協定を適用した範囲の中で、民間企業を活用することはできますし、予算についても見てはおりませんが、その場その場で対応していくものと考えております。

○2番（中田利昭）

分かりました。それを聞いて安心をしました。人命が第一ですので、ありとあらゆる想定を予算からも訓練からもしていただいて、今後も飛騨市の消防行政をぜひ堀田消防長、担って頑張っていたきたいと思います。

私の質問は以上で終わりたいと思います。

〔2番 中田利昭 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、2番、中田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時5分いたします。

（ 休憩 午後1時58分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

議長から発言のお許しをいただきました。私は2点、質問させていただきます。

最初に、駅東開発に伴う駐車場等の交換について伺います。令和3年5月に株式会社東洋が、若宮町地内の工場が老朽化し、工場移転を決意され、移転後の工場跡地に駅東開発計画を立てられ、この事業を遂行するため、市所有の若宮駐車場と株式会社東洋の所有地を交換したいとの申し出がありました。若宮駐車場は株式会社古川木材市場の跡地で、当時、古川町が土地開発基金で購入し、その後、国のまちづくり交付金事業を活用して、平成16年に基金から買い戻し、主に職員の駐車場として利用してきました。交換により駐車場以外の目的で開発した場合、8,000万円あまりの交付金返還が生じる恐れがあり、市は一旦この話を断られました。その後、国に対して交付金について確認したところ、「交換は機能的価値及び財産的価値が一致、もしくはそれ以上の交換であれば補助金の返還は不要である。」との見解が示され、現在に至りました。令和7年2月現在、新駐車場、消防器具庫、公衆トイレが完成し、見違えるようになりました。

今回3月定例会に若宮駐車場と新駐車場の土地・建物交換についての議案が上程されました。現在の若宮駐車場と同等以上の機能を持つ施設との交換が条件でありましたので、私は議会でしっかり検証し、交換に応じていかなければならないと考えています。そこで、駅東開発に伴う駐車場等の交換について、次の7点を伺います。

1つ、交換する土地、建物の概要と評価額について。2、交換に関する機能及び価値の確認の結果について。3、公開に関する法的根拠について。4、交換の契約について。ア、双方に瑕疵があった場合の取り扱いについて。イ、交換後の土地譲渡の禁止、用途について、契約書等に明記すべきでないか。5、新施設の評価額と税収見込みはどうか。6、今後のスケジュールについて。7、整備計画地域に隣接する施設（文化交流センター、古川町公民館、飛騨市美術館、古川町商工会、ハートピア施設等）との情報交換についてであります。アとしまして、計画の概要が固まった段階で、隣接の施設等への説明会を望みますがいかがでしょうか。また、イとしまして、施設の効果を高めていく意味で、継続的な話し合いや情報交換の場が必要と思われませんが、これにつきましての見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、駅東開発に伴う駐車場等の交換につきまして、私からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の交換する土地・建物の概要と評価額についてお答えいたします。飛騨市側の土地は、飛騨市古川町若宮2丁目1番5ほか54筆、現況地目は宅地ほか、面積は1万1,423.31平方メートル、駐車台数は普通車両301台、大型車両5台の計306台。不動産鑑定評価額は、2億2,618

万1,538円です。株式会社東洋側の土地は、飛騨市古川町上気多639番1ほか26筆、現況地目は雑種地ほか、面積は1万2,097.65平方メートル、駐車台数は、普通車両335台、大型車両5台、身体障害者用6台の計346台。不動産鑑定評価額は、2億2,996万6,706円です。続いて、建物につきましては、飛騨市側、公衆トイレの延べ面積が31.88平方メートル、不動産鑑定評価額は140万円。消防器具庫の延べ面積298.12平方メートル、不動産鑑定評価額は1,380万円です。株式会社東洋側、公衆トイレの延べ面積は49.69平方メートル、不動産鑑定評価額は3,740万円。消防器具庫の延べ面積は325.45平方メートル、不動産鑑定評価額は9,350万円です。

次に、2点目の交換に関する機能及び価値の確認の結果についてお答えいたします。今回確認いたしました主なポイントは、土地は面積及び駐車場台数、建物については面積及び機能が既存施設と同様に備わっているかということです。調査の結果、土地については、面積及び駐車台数とも、株式会社東洋側の新駐車場が飛騨市側の若宮駐車を上回っており、建物についても、面積及び機能は株式会社東洋側が上回っているほか、公衆トイレについては男女ともにベビーチェアが設置され、女性用トイレには子供用小便器が設置されております。さらに、消防器具庫においては、土間コンクリート床部分の塗装や、防火対策により建具をふすまからブラインドカーテン等に変えていただくなど、新しい設備を追加で設置いただいております。既存施設以上の機能であることを確認しております。また、価格につきましても、株式会社東洋側の評価額が飛騨市側の評価額を上回っていることを確認いたしております。

次に、3点目の交換に関する法的根拠についてお答えいたします。地方自治法第237条第2項には、財産の交換は議会の議決によることとされており、また、地方自治法第238条第4項には、行政財産は交換できないことが規定されております。つまり、行政財産のままでは交換ができないため、今議会で駐車場条例の一部改正を提案させていただき、駐車場条例から若宮駐車を削除し、普通財産へ変更する手続きを同時に行いたいと考えております。あわせて、地方自治法第96条では、財産の交換には議決が必要であることが規定されておりますので、今回の交換に関しては、議会の議決案件となります。さらに、その内容については、飛騨市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第2条第1項第1号により、普通財産は「公共または公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。」、同一の種類、土地は土地、建物は建物同士であれば財産を交換できると定められており、価格の差額がその高価なものの価格の6分の1を超えるときはこの限りではないとされております。また、同条第2号には、「その評価が等しくないときは、その差額を金銭で捕捉しなければならない。」とあります。今回の交換は公共用に供するもので、同一の種類の財産同士であります。価格の差額がその高価なものの価格の6分の1を超えるため、議会の議決を得る必要があります。

なお、市が受け取る土地及び建物の価格と、現在所有している土地及び建物の価格の差額につきましては、株式会社東洋が市に対して寄附をする意向を示されておりますが、先に説明したとおり、差額は金銭で補足しなければならないとされていることから、一旦は市から株式会社東洋へ支払い、同額を株式会社東洋から寄附いただく取り扱いとさせていただき、所要の額を補正予算に計上させていただいております。

次に、4点目の交換の契約についてお答えいたします。現在、交換契約の内容について、市及び株式会社東洋側双方の顧問弁護士を通じて慎重に事務を進めております。議員ご指摘の瑕疵担

保については、交換後、隠れた瑕疵については双方請求できない旨、基本的な内容を明記します。また、土地の譲渡等の制限については、土地の利用に関して飛騨古川駅東開発株式会社と連携することを明記し、仮に第三者に譲渡することになった場合でも、交換後5年間は市の書面による事前承諾を得ること、不相当とみなされる者への譲渡を禁止する項目も記載しております。

次に、5点目の新施設の評価額と税収見込みについてお答えいたします。新施設の評価額につきましては、1点目のご質問でお答えさせていただいておりますので、税収見込みについてお答えさせていただきます。見込まれる建物の固定資産税については、1月1日現在の所有者に対して課税されます。なお、税額につきましては個人の課税情報となりますのでお答えいたしかねますが、現在税務課において試算中です。

次に、6点目の今後のスケジュールについてお答えいたします。本議会において議決が得られれば、直ちに土地建物の交換契約を締結し、財産交換の手続きに入っていきます。まず、既存の若宮駐車場、公衆トイレ、消防器具庫を行政財産から普通財産へ変更し、3月末までに土地建物交換契約の締結及び所有権移転登記を実施します。4月中旬から5月中旬までに、若宮駐車場等に設置されている防災コンテナ、防犯灯、監視カメラ等の移動及び案内看板の設置を順次行い、並行して4月末までに新駐車場からハートピア古川等へ横断する市道上気多・杉崎線に横断歩道が設置される予定です。これらが完了したタイミングで引き渡しを行い、6月上旬から新駐車場の運用を開始したいと考えております。

最後に、7点目の整備計画地域に隣接する施設との情報交換についてお答えいたします。今回、飛騨古川駅東開発株式会社が計画しております若宮駐車場を周辺とした開発計画に伴い、隣接する施設のハートピア古川、飛騨市文化交流センター、飛騨市美術館、古川町公民館、古川町商工会に対しましては、土地建物の交換後、具体的な計画について飛騨古川駅東開発株式会社に説明を行っていただけるよう依頼いたします。また、商業施設の建設によって、近隣施設等とはもとより、駅前周辺についても地域の活性化や関係人口の増加、働く場所の創出等、様々な相乗効果が生まれることが期待されますので、隣接する施設及び飛騨市観光協会等と継続的な情報交換につきましても、開発者側に提案をさせていただきます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○7番（森要）

丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。土地、建物の概要と評価額、非常に高額になっているということに驚いておりますが、株式会社東洋と飛騨市の関係は約1億1,900万円ほどの差額があって、建物も土地も含めてですけども、それだけが非常に多くなって、それを交換後は寄附というようなことが今述べられました。それから、交換に対する法的根拠も今伺いまして、納得したところでございますが、1つ、私、交換におきまして、あくまでも向こうからの同等の価値があるということが申し込みですので、寄附をすると業者のほうにも譲渡税とか、そういったものがかかってくるのではないかという気がしているんですけども、あくまでも向こうから、これは契約上にこうしていかなければならないということだろうと思うんですが、そういったことについては検討をされているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

市から株式会社東洋に支払う差金の取り扱いですとか、株式会社東洋からその部分を寄附いただく、そのことの取り扱いについては株式会社東洋のほうで税理士、弁護士に相談をされ、税法上の取り扱いについてはしっかりと確認をされていると伺っております。

○7番（森要）

そのように確認して、そういうことがないようにということになれば非常にありがたいなと思っておるんですが、交換の契約につきましては、先ほど説明いただきました双方に瑕疵があった場合の取り扱いとか、譲渡の制限とか、本当にいいことだと思っております。その中に私は、同等以上のとか建物についての交換の条件も契約書の中に入れたほうがよいのではないかと考えますがどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

そのことについては、まず交換の前提条件として初めから申し上げていたところであります。そのことについて契約書に盛り込んではいないのですが、そのことについては双方しっかりと、入っていないでもいいということで確認が取れておりますので、この状態で進めさせていただきたいと思っております。

○7番（森要）

私はそういう交換条件の契約にあれば、基本的にはお金を寄附してもらうけれども、これはあくまでも高くなってもいいんだと、株式会社東洋がそういうことを踏まえていくために交換契約を盛り込むと非常にいいのではないかとという発想でしたので、ぜひまた1回検討だけはしてもらいたい、私も検討したいと思っております。

それから、スケジュールについて伺います。先ほど説明の中に、議決が済んだ後に普通財産に変更して、それから若宮駐車場に登記をしまして、いくんだということですが、駐車場条例に古川駅東駐車場を追加して条例を改正するのは6月議会ですとということですし、6月上旬にはもう供用開始を同日をもって若宮駐車場を閉鎖してやるということなので、私はあくまでも議会の議決が済んでから、その後にこの供用開始にしたほうがすっきりするのではないかと思います。普通財産のままで利用することも可能だと思うんですが、その辺の見解について伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今回の新しい駐車場につきましては、条例で行政財産としなければならないという規定があるわけではございませんが、職員はじめ、市民の皆さん、そして観光客の皆さんが広く利用される駐車場ですので、行政財産として取り扱う必要があるだろうということで、駐車場条例に入れて扱うこととしたいというものです。おっしゃるように、現在の予定ですと、引き渡しから議会の議決をいただくまでに多少のタイムラグがあるわけなんですけれども、その間につきましては普通財産の中での運用とさせていただきますが、建物等の保険の加入ですとか、そういった対応は引き継ぎの時点でしっかりと行って問題がないように進めてまいりたいと考えております。

○7番（森要）

最後にお伺いしますが、先ほどの隣接する飛騨市文化交流センターとかいろいろな方々については、交換後に説明してもらうということで非常にありがたいと思いますし、それが終わった後も飛騨市観光協会とかいろいろな方々とも継続的な情報交換をされるということで、これはもう継続的なということで、定期的にウィン・ウインの関係で今後施設を運営していくためには、こんな情報があるよということもそれぞれ知りながらやっていくことが大切なので、飛騨市観光協会とかそういうところはずっとやる必要があるのかどうか分かりませんが、近くの方々の隣接するところについては継続的な話し合いも必要だと思いますが、それについてはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

議員のおっしゃるとおり、駅東の施設が完成後も、いろいろな面での情報共有ですとか、物事によっては連携して行うようなことも出てくるかもしれませんので、そういった意味も含めまして、完成後も継続して定期的にそういった機会を設けていただくように、市からは働きかけをしたいと思っております。

○7番（森要）

ぜひそのようによろしくお願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。2点目ですが、江崎知事の県政運営について伺いたいと思います。県議会定例会が2月21日に開会し、2月6日に就任した江崎禎英知事が初めて県議会で登壇され、県民の「安心とわくわく」にあふれる10の目標に沿う形で事業化し、実施することで、岐阜県から日本社会が直面する様々な問題について挑戦していきたいと、県政運営に関する所信を述べられました。災害に備えた防災対策の強化、農作物を荒らす鳥獣害対策のモデル構築に向けた取り組み、若者や女性の働き方改革、障害がある方の就労指針支援、お年寄りの生きがいと健康づくりの推進、山林や堆肥などを活用したエネルギーの活用、不登校の児童や生徒が学校内で勉強に取り組める校内教育センターの設置、子育て支援拡充など予算を編成され、過去最大の予算規模になりました。また、県は新年度から、県民から募った優れたアイデアを政策として採用し、展開する「政策オリンピック」を導入し、予算案ではニホンザル対策と避難訓練をモデルに実施すると述べられました。大いに期待するところですが、そこで次の4点を伺います。

1、江崎県政に期待すること。2、県と市町村との関わりは。どのようになるのが理想と考えていらっしゃるか。3、江崎知事が掲げる10の政策目標について。市長としてこの政策目標の見解と本年度飛騨市が取り組む事業においてマッチするもの、共有して、推進していく事業があるのか伺います。4、政策オリンピックについての飛騨市民への啓発は。新しい取り組みであり、今回はニホンザル対策と避難訓練の予算措置とのことですが、ニホンザルは飛騨市においても多く見られるようになりました。追い払うことだけでなく、人と猿との共存共栄を図れる対策を自治会や猟友会、森林組合等に呼びかけアイデアを募ることや飛騨市の防災対策、防災士の強化、防災訓練は他市町村と比べ抜きん出ているように感じており、地域の団体などに広くアイデアを提案してもらうような啓発が必要と考えますが、見解をお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

江崎新知事の県政につきまして、4点のお尋ねがございました。

まず、1点目の江崎県政に期待することという点についてお答えを申し上げたいと思います。これまで古田前知事20年、県政に取り組まれてまいりました。古田前知事は「清流の国ぎふづくり」ということで、一貫して地域資源の掘り起こし、岐阜県全体のアイデンティティの確立ということに力を入れてこられたわけであります。また、前知事が非常に特徴的だったのは、次々と起こる災害や家畜の感染症、そして何といたっても新型コロナウイルス感染症、こうした危機に対して的確な対応を行ってこられたということは高い評価をされておりますし、私自身もそのとおりだというふうに感じております。私自身、前知事の近くで長くお仕えをいたしましたので、本当にお世話になったわけでありますが、古田さんという方はご自身から政策的な指示を出されるということはほとんどなかったんですね。ですけれども、前向きな取り組みについては、提案をどんどん取り入れていかれるという非常に柔軟な方でありまして、私自身は自由に仕事をさせていただいたわけです。

ただ、他方で、県職員在職中から考えていたことですし、前知事にも申し上げたことがあった課題というのが、県内の各地域、特に市町村との連携が弱いということであったというふうに考えております。もともと、地方分権一括法以降、県と市町村というのは対等の関係であるというふうに位置づけられて、かつては指導を受けるという立場でしたので、県の事務所へ行くというのは指導を受けに行くということだったんですが、そうした関係はもうとうになくなっているわけです。ただ、その後、これは梶原県政の時代から始まったことですが、県の現地機関、つまりここで言う飛騨県事務所ですが、飛騨県事務所に与えられている権限がだんだん弱くなってきていた。それで、権限が弱くなると、自動的に情報が入らなくなるんですね、お互いに入らなくなります。県の情報も市町村に伝わってこなくなるし、市町村の施策情報も県に伝わらなくなるということがあって、近年、県の政策立案に当たって市町村の施策情報を参考にする、あるいは意見を聞くということが本当に少なくなってきたというふうに実感をしていました。その点、江崎知事にはこの点を最も期待しておるわけでございまして、市町村の現場の動き、そして政策との連携を深めていただくということを期待しておりますし、直接、江崎知事ご本人にもこのことは何度か申し上げております。

それから、県庁内のことにはなりますけれども、江崎知事という方は職員を大変大切にされて、上手に強みを引き出し、モチベーションを上げる天才だということを私いろいろなところで申し上げております。実際に私自身も4年間お仕えする中で、そういった姿を見てまいりました。県職員が自由闊達に伸び伸びと仕事ができる県庁になるということも期待しておるわけでございまして、それはそのまま市町村へも好影響をもたらすものだろうというふうに思っております。先日2月17日に岐阜県市長会で知事を訪問したんですが、そのときに危機管理部が立ち会ってくれたんですが、防災の関係の要望だったものですから、そのときの知事と危機管理部の職員の関係の雰囲気を見て、非常にもう既に、僅か10日ほどなのに距離が近くなっているというの

を感じまして、この点は大変期待をしておるところでございます。

それから2点目、県と市町村の理想とされる関わりというお尋ねでございます。先ほど申し上げましたが、県と市町村が密接な連携が取れるようになる、そしてお互いの政策、施策の情報を交換し合える体制になっているということが前提ではありますが、やはり市町村が県に対して何かのお願いをするとか、おねだりをするとか、そういう関係ではなくて、自分たちが考えていること、悩んでいること、あるいは県と一緒に取り組みたいことをどんどん県にぶつけて、一緒に考えて、悩みながら連携して政策をつくり上げていくという関係が、これからの県と市町村の関わりだろう、関係だろうというふうに考えております。

江崎知事ご自身も同様のことを折に触れておっしゃっておるというふうに認識をしております。先ほど申し上げました2月17日に岐阜県市長会の役員で訪問いたしました折に、役員の私以外の市長から、いろいろな各地域のことについて、こういったことが困っているのではという要望が実は江崎知事に随分あったんですが、その都度、知事からは、逆にこうしてみたらどうか、こういうことを考えてみたらどうかという投げかけがどんどん返ってくる。これはなかなかこれまでの古田前知事ではなかったことです。これはつまり何を意味しているかということ、県に何かやってくださいと言う前に、皆さんが自分で知恵を絞って考えてくださいというメッセージでありまして、これが今後の江崎県政の進む姿勢を象徴しているものだというふうに実感をしたところでございます。

3点目ですが、江崎知事の10の政策目標についてということでございます。選挙のときの公約を踏まえまして、令和7年度予算の政策発表に際しましても、この10の政策目標を県の施策として掲げておられるわけです。ちょっとご紹介を申し上げておきますと、1番目が若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくる。2番目が子供を産み育てやすい環境やサポートシステムをつくる。3番目がお年寄りや障害のある方が活躍できる場や居場所をつくる。4番目が災害などに強いインフラや医療・防災システムを整備する。5番目が鳥獣害のない里山をつくり、多様な価値を生む農業を推進する。6番目が山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーを供給する。7番目が中堅中小企業の生産性を高め、伝統産業の価値を発信する。8番目が社会課題を解決し、未来を拓く新たなビジネスや産業を生み出す。9番目が豊かな感性を育み、多様な子供と一緒に学ぶ教育を実現する。10番目が文化や芸術、スポーツなど人生を豊かにする活動を促進するというところでございます。

この10の政策テーマですが、今お聞きになってお分かりのとおり、飛騨市においても同様の考え方で取り組んでいるものばかりでございまして、全てが市と一致しているものというふうに考えております。特に、例えば先ほどの鳥獣害のない里山の部分、あるいは堆肥を活用したクリーンなエネルギーの供給、あるいは社会課題を解決して新たなビジネスをつくるということ、こうした辺りは生活現場の課題とか実際に岐阜県内で行われていることに立脚しているということが特徴でありますので、常に飛騨市自身も変化する現場の動きを基に政策を立案しておりますから、こうした飛騨市の取り組みを県の職員、あるいは知事に知っていただくことで、強固な連携がなお図れていくのではないかと考えている次第でございます。

4番目、政策オリンピックについてのお尋ねでございます。この政策オリンピックなんですが、知事ご自身選挙のときからおっしゃっておられますが、まだ詳細について示されておられませんも

のですから、どのような形になるか現時点では分かっておりません。ただ、先日もお伺いいたしましたら、市町村、県民の取り組みを広く集めたいということをおっしゃっておられまして、特に民間、県民の取り組みなんかについても非常に重視をしていきたいということをおっしゃっておられました。飛騨市から提案できる、もちろん市として提案できるものはたくさんありますし、市内の皆さんが取り組んでおられることもございますので、内容が示されましたらしっかりと調べ、また、県の動きを見ながら、直接県に対してこの提案をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○7番（森要）

それでは少しずつ質問をさせていただきます。江崎県政に期待することで非常に新たな今までにない、市町村から意見を聞いて取り組んでいくという、それぞれ課題についてもいくということで、いろいろ市長から各市町村がそれぞれ今から県のほうへもお願い、提案したりしていくと思いますが、岐阜県市長会の会長としまして、何かそういう特にこういった事業の説明とか、そういうことを取り扱うとか、そういったことは今の段階では考えていないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

岐阜県市長会は、私の前任の柴橋岐阜市長のときから、もっと政策性のある市長会にしてこうじゃないかということで、テーマを決めて、県とか国に要望とか提案に行ったり意見交換をするということを重視をいたしております。私自身もそれを引き継いで、これを岐阜県市長会の姿勢にしていきたいということで、実はこの前の2月17日というのは、能登半島地震を踏まえて、県と一緒に取り組みたいことは何かということで知事のほうに行かせていただいたということで。したがって、同様の流れで岐阜県市長会は今後も行きます。4月の岐阜県市長会は知事との意見交換というのがメインの会になっておりますので、その際にいろいろな各地域でやっている取り組みで特色あるもの、あるいはその中での悩みみたいなことを伝えていければいいなというふうに思っております。4月に行われる役員会で、その辺りの方針について協議するということになっておりますので、そういったことを話をしていきたいなというふうに考えております。

○7番（森要）

ぜひそういったいろいろな活発な議論ができるように、そういった提言もできるようにお願いしたいなと思っております。江崎知事も4年前の選挙から各地区を回られて、約17万キロメートル歩かれて、10の目標を挙げられましたので、飛騨市にもいらっしゃっていろいろ聞いておりました。山のこと、耕作放棄地のこととかいろいろあって、今、市長が10のテーマの中にほとんど飛騨市も関わっていたり、また、むしろそれを進んでいるところもあるというようなこと聞いて、私もそのように感じているところです。先ほどの猿のやつなんかについては、美濃市とかあちらのほうはかなり多いので、多分そちらのほうに行くのではないかと思います。同じ問題があるところですので、そういったこともそれぞれの事業がこんなふうな段階だということを分かるようなことを踏まえて、情報交換をしていただくとありがたいなと思っております。

この短期間に百十何億円という予算を上げられた職員の方は非常にすごいな、飛騨市の職員は

私も特に評価して、ありがたいなと思っているんですが、今のこの県の職員に対する考え方はどんなふうに思っておりますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

県の職員は大変優秀な職員が多くおりますので、今回短期間の中で予算の組み直しをされました。実際に伺いましたら、ほぼ就任の段階で予算は組まれてしまっていたということなんですが、それを僅かな間に組み直したということで、飛騨市出身の県の財政課の職員がいるものですから、聞いたら大変な作業だったというふうに言っていましたけれども、しかし、その中で努力をされたということだと思います。恐らく、こうした能力をフルに引き出してもらおうということが新知事に期待されるころだろうというふうに思いますし、そうした中で、先ほど申しあげました県の現地機関、出先機関の職員も含めて、大いに能力を振るってもらえればなというふうなことを市の立場から期待しているということでございます。

○7番（森要）

私もそのように非常に期待するところでございますし、今後も、飛騨市からもいろいろな情報発信、提案もしていただければと思っています。

以上で私の質問を終わります。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時50分といたします。

（ 休憩 午後2時44分 再開 午後2時50分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、早速一般質問をいたします。今回は大きく2点の質問をいたします。

まず初めに、株式会社吉城コンポの現状と課題についてお尋ねをいたします。株式会社吉城コンポは、平成14年に岐阜県で開催された全国和牛能力共進会に向けて、畜産農家の課題であった家畜のふん尿を一括処理し、農家の規模拡大を図るため、古川町が中心となり南吉城4町村によ

って平成9年に設立されました。建設の事業主体は飛騨農業協同組合でしたが、建設費用から国、県、古川町の負担分を除いた残りの3割、約1億3,000万円を南古城4町村と飛騨農業協同組合が出資割合で負担し、その後、飛騨農業協同組合負担分については、4町村及び株式会社古城コンポで負担をしております。平成19年には、高山市と合併をした国府町の株式を株式会社古城コンポが自主株として買い取っております。したがって、建物の大部分は、飛騨市と株式会社古城コンポが負担をした施設と聞いております。株式会社古城コンポは、これまで販売不振、悪臭など困難に見舞われましたが、様々な対策や市内の製薬会社から持ち込まれている生薬残渣の配合などによって、これらの課題を乗り越え、今日に至っています。現在の出資割合は、飛騨市が36.8%、飛騨農業協同組合が25.6%、飛騨市森林組合が12%、そのほかとなっています。建設の経緯や施設の所有権、株式会社古城コンポへの出資割合からも、飛騨市は大きく関わっているのがよく分かります。

株式会社古城コンポが重要なのは、畜産農家のふん尿処理をしていることです。株式会社古城コンポがなくなれば、市内の畜産農家は立ち行かなくなります。そして、生薬残渣を処理している製薬会社にも多大なご迷惑をかけることとなります。また、株式会社古城コンポの経営が安定をしているのは、古川町が裏方として歴代経営者や社員を支えてきた結果だとお聞きをいたしました。ところが、まだ、製品の切り返しや発酵が不十分なのではないかなど、利用者からのお声もあります。現地も見てまいりましたが、家畜ふん尿のため製造機械へのダメージは激しく、攪拌機やその他の機械なども突然壊れることもあり得る状態であると確認をいたしました。令和6年度からは、改修計画、改修工事などの支援も始まっており、今後に向けての計画や課題なども残されておりますので、その点をお尋ねいたします。

1つ目は、製品の品質についてお尋ねをいたします。悪臭の問題は株式会社古城コンポが解決すべき問題だと思いますが、飛騨市では令和5年度から発酵菌の専門家を招き、地元資源を活用した新しい菌の作成や活用が進められ、臭気対策、品質向上及び堆肥生産効率化の研究に対し支援が行われています。成果や進捗状況を伺います。

2つ目には、新年度予算の施策についてお尋ねをいたします。令和6年度より、老朽箇所の修繕、施設本体の大規模改修に係る事業計画策定に向けて予算化をされています。今年度より改修工事も始まりますので、計画を伺います。また、全てに飛騨市が主体性を持つと責任の所在が曖昧になってしまいます。株式会社古城コンポではどのように関わっているのでしょうか。

3つ目は、今後の計画についてお尋ねをいたします。改修は製造を止めることとなるのでしょうか。大変大切な施設であることを認識していますが、老朽化しているため他の箇所が突然の故障することも懸念をしています。長期の受け入れ中止となれば、畜産農家や前向きに協力をしていただいている製薬会社にも大きな影響を与え、ご迷惑をかけることになります。株式会社古城コンポでは、この調整が困難な事業をどうしていくのか。事業を今後も継続していくため、経営の計画も含めて、確認をされていることがあれば伺います。

以上、3点のお尋ねをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

株式会社吉城コンポの現状と課題について、1点目の製品の品質からお答えします。株式会社吉城コンポでは、畜産農家から持ち込まれる家畜排せつ物と地元製薬会社の生薬抽出残渣を主な原料に、微生物により発酵させて、質の高い有機質堆肥を製造されています。そして、令和5年度からは堆肥製造に詳しい細菌学者の指導を受けながら、臭気軽減とさらなる高品質化に取り組まれているところです。臭気の原因について調査されたところ、搬入される家畜排せつ物等に付着しているアンモニアに加え、製造過程の水分が多くなる場合に嫌気発酵、つまり、空気を好まない菌による発酵に傾き、悪臭が発生していることが推察されるということです。それらを踏まえて、令和5年度には好気発酵を促進する優良微生物群の開発が行われました。細菌学者に提供いただいた優良微生物群に飛騨の森の菌を加えた元菌を開発することができました。令和6年度においては、株式会社吉城コンポの社員の方々がその元菌を増殖させる技術の習得に努められています。一方で、老朽化した攪拌機の更新に向けて、臭気軽減が期待できて、高品質堆肥の製造につながる攪拌機の機種選定が進められています。具体的には、約60度の空気を送風しながら効率的に攪拌し、構造も複雑でなく、低コストの攪拌機と聞いております。

2点目の新年度予算の施策についてお話しします。市は令和7年度予算において、県補助金も活用しながら攪拌機更新への助成を行うとともに、家畜排せつ物等の管理の適正化と利用の促進を図るためのソフト事業を計上しております。市は伴走支援を行います。事業の主体は株式会社吉城コンポです。来年度は、令和5年度と令和6年度の成果を生かして、臭気軽減と堆肥の高品質化に向けた攪拌機の更新に加え、開発された優良微生物群の活用について株式会社吉城コンポと畜産農家で進められる大切な年になります。

3点目の今後の計画についてお答えします。議員ご指摘のとおり、施設全体の老朽化が著しく、今年度においては2レーンある攪拌機が時期をずらして1レーンずつ故障して、畜産農家や製薬企業と搬入量について調整いただいたことがありました。来年度に計画されている攪拌機の更新工事には約1か月が見込まれており、1レーンごとに工事を行うことで、関係者と協議しながらできる限りご負担をかけないように調整したいと聞いております。こうした施設改修に伴う設備投資が大きいことに加えて、昨今の人件費や燃料等の高騰もあり、株式会社吉城コンポの経営も厳しくなることから、株式会社吉城コンポでは、関係者と協議を重ね、令和6年度には家畜排せつ物及び生薬抽出残渣の産業廃棄物処理料並びに堆肥販売価格を値上げし、健全な経営に努められています。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○3番（小笠原美保子）

初めのところで、よく分からない嫌気発酵という説明をいただいたんですけど、気になったのが、水分が多いと発酵が進むのかなと思って今伺っていたんですけども、持ち込む前に農家への指導というかお願いとして、例えば水分を切るように何か手だてしていただくとか、悪臭、臭いを抑えるための対策の1つとして農家のほうで何か手伝っていただいていることがあったら伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

実は、特に畜産農家も株式会社吉城コンポに持ち込むものもあれば、堆肥化して耕種農家のほうに提供される場合もあるんですが、飛騨地方の最大の問題はこの冬なんですね。冬に堆肥化しても出すところがないので、どう循環させていくかというのが非常にポイントになってくるわけです。

それで、先ほども答弁申し上げましたが、ちょっと専門的になるんですが、水分調整が大体60%から65%で持ち込まれると本当は一番いいんですが、製薬企業からも茶がらみたいなものになりますので、やっぱり水分がどうしても多いですね。そこを解決するには優良な微生物群の開発ですね。つまり、嫌気発酵というのは空気を好まないもので、どぶのような臭いがするんですね。菌には空気を好む菌と好まない菌というものに大きく分かれて、好気発酵、つまり空気を好む菌をどれだけ増やしていくかということがポイントになりますし、あと、これは複合菌なんですが、発酵には低温、中温、高温と順番に発酵することが必要で、それに応じた菌の開発が必要になるわけなんですね。そういった研究を細菌学者の方をお願いしてやっけていまして、今ちょうど来年度に向けて始めかけたところなんですけど、畜産農家の方にその菌を使っただいて、堆肥舎であつたりとか畜舎の環境をできるだけよくして、持ち込むものも減らしていくような仕組みがつかれないかというようなことを今始めかけているところでございます。

○3番（小笠原美保子）

話を伺っていると面白いので切りがなくなりそうなんですけど、ちょっと伺いたいんですが、複合菌とかいろいろ使っけいらつしゃると、最初の説明のところ飛騨の森の菌で元菌をつくると伺ったんですが、それでその複合菌というものにしていくのかと思っけ今聞けいたんですが、私たちに分かりやすく説明していただけるとうれしいんですけども、それは地元の山にある菌なんですか、どんなものか教えていただけるとうれしいんですけど。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

少し専門的な話になつて恐縮なんですけれども、1つは土地に合つた菌が一番いいというふうに言われているんですね。例えば暖かい地方だと暖かい地方で繁殖する菌がどうしても多くなります。例えば熱帯地方とか、亜熱帯とか。当市は寒冷地なので、どうしても温度を上げることがですね、地元にある菌じゃないと難しいということになります。今回ご提供いただいたりした件、実は今始まったわけではなくて、ちょうど合併前にみずほクリーンセンターの汚泥処理のときに、農業集落排水の汚泥処理をやつた菌で、九州大学の薬学部で慢性毒性、急性毒性も全てチェックされた菌で、もともと長野の松本市辺りからその先生が見つけてきた菌で、割とこちらになじむんですね。しかし、飛騨の菌にも合わせる、飛騨の風土にも合わせるが必要ということで、専門的なやり方なので今日は説明を省略しますけれども、その森にある菌ですね、特に腐葉土の中にありますので、それを合わせた菌を開発したということになります。

○3番（小笠原美保子）

面白いなと思っけ聞けさせていだいたんですが、先ほど冬にも困るという話がちょっと出たんですが、それは水分が多いから困るのか。私が単純に思つたのが、菌って温度がすごく関わって

くるとは思うんですが、逆に品質のことを考えたときに、ばらつきがあるのかなというのはちょっとあったんですね。暑いときとか寒いときに大きく変わってくるような気がしますし、ふん尿の持ち込みは年中されるので、そのところで品質の安定に関わってくるのかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

こういう答弁をするとだんだんだんだん専門的になってきて恐縮なんですけど、結局産業廃棄物になりますし、ある意味では利用される大切なバイオマス資源ということになるんですが、それを地域の中でどう循環させるかということになると、出口も必要になりますよね。そうすると、冬になると出ていく農地に雪があるので、先ほども言いましたが、出ていかないとどこかにストックされるようになる。そうすると、切り返しとかが十分にできるようなスペースがなかったりという問題が生じてくると、水分が多くなって臭いの問題が出てくるというふうになるわけです。そこをどういうふうにクリアしていくかということが、本当はもっと施設が大きければ、戻し堆肥を入れれば一番簡単なんですけど、施設のスケールには限りがありますから、そこが非常に難しいというのが今の現状です。

そこで、今3件の農家に実験的に水溶液のつくり方をお伝えして、それを4月辺りから畜舎の中に散布をするというようなことで菌を増殖させて、牛の生活環境にとっても、いいようにできないかということを今狙っているところです。そのためには株式会社吉城コンポだけではなくて、畜産農家側の協力がどうしても必要になりますので、来年度というのは非常に大事な年になるという、そういう意味になります。

○3番（小笠原美保子）

今、施設の規模の話もちらっと出たんですけども、そのところも伺いたいなと思っていて、単純に考えて、農家も高齢化をしていますし、減っていつているのかなという感覚もあるんですが、今、改修に合わせて、その規模を、例えば持ち込みが増えていく予想がされるのであれば、ちょっと大きくしていくとか、農家が減っていくと想定されるのだったら、ちょっと小さくしていくとか、そういったことというのは施設としてはまだそこまで考えていないということでしょうか。見学させていただいたときに、機械はもちろんなんですけども、例えば持ち込んだものを置く場所であったりとか、全てのところが老朽化しているなというのは見てきましたので、多分あれをあのままでずっと使うことはできないと思うんですけども、そこら辺も計画には入っているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

まず、場所とか規模のことなんですけど、議員がご視察になったところと、もう1か所ご覧なられたか分かりませんが、寺地にもう1つ堆肥舎がありまして、1回一次発酵をしたものを持ち込んでいますけれども、理想から言ったら、それ程度の規模があると非常に楽になるのではないということなんですけど、これからどれだけ入ってくるとかということも見通しが難しいことも

あるのと、高野はあれだけの土地しかありませんのでね。なので、まずは自動攪拌機から、先ほど申し上げた60度の風が出て、好気発酵を促すというふうにして、その施設を菌で低コストで改修できることをまず考えて、その後、もし引き続きその菌のことがうまくいけば、これから海外から例えばそういうバイオマス資源、いろいろなものが入って来にくくなったときに、今焼却している家庭から出てくるものにその菌を使うとか、先ほど新しい知事のほうにあったように木質バイオマスなんかをいろいろなものを使っていくというのは大事な時代になってきますので、そういったことを見据えて少しずつ、いきなり大きな投資はしないでやっていくということがいいのではないかなということで今のところは考えています。

○3番（小笠原美保子）

経営という面で見えていただいて、だからこそ継続してくるのかなというのは思うんですが、市としてもかなりそこら辺のところは取り組んでいただいているようで、令和5年にも、40リットルの大きい袋だけだと販売がなかなかできないので、たしか20リットルにするという機械を入れられたと思うんですが、私の周りでも年配の方がとても多くて、おばあちゃんとかが堆肥を使うのに小袋があったほうがいいのかというのは伺っていたので、よかったと思っていますけども、今県の補助を使うにしても、何してもいろいろと手は尽くしていただいているんですが、そこら辺のところですよ。例えば今までしたこと、販売のほうが伸びて結果が出ているのか伺いたいと思うんですけども。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

近年、販売は横ばいなんですけど、実はもともと産業廃棄物処理施設ですので、本来のビジネスモデルで言えば、利益というのは処理料のほうで稼いで、出すほうは安くして出すというのが一般的なんですね。ところが、そういうわけにもいきませんので、できるだけ処理量を抑えて、堆肥の価格も高付加価値で売れるものはそうやって売っていきますし、地元にはできるだけお手頃な値段でばら堆肥なんかを出すということで、市も出資者でありますので、できるだけ地域の方に喜んでいただけるような、かといって、経営がしっかり成り立つようなことを模索しながら着実に進んでいくような形を今取っております。

○3番（小笠原美保子）

専門的なことはちょっとよく分かりませんが、コンサルタントというか、そういう方にも委託で入ってもらおうと伺ったんですが、今のお話、経営というか販売のほうとか全部含めてのコンサルタントなのか、今の改修工事に関してだけのコンサルタントなのか、そこら辺を伺ってもいいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今、菌の開発に向けては令和5年度から、一応方向としては来年度で1つの区切りをつけたいというふうには考えてはいるんですが、コンサルティングは2つありまして、先ほどの細菌学の専門家の方に委託をお願いしている部分が1つ、もう1つは機種選定とか、あるいは今度機械を

変えると環境行政関係の手続きが必要になったりとか、そういうことも出てくるんですね。なので、菌の研究、それから機械とか、そういった機種選定も含めてなんですが、2社の方にコンサルティングをお願いしたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

畜産の方たちも一生懸命やっていたら、私は飛騨牛がもっともっと全国的に発展していくといいなと思っていますので、大事な施設だと思いますし、今後もまた注視させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。2つ目です。認知症でも安心なまちづくりについて伺います。認知症サポーターの活動と今後の計画、介護者へのサポート、若年性認知症の支援について3つ質問いたします。

超高齢化社会が進むに伴い、認知症の方も増えています。今年度中には全国で約700万人になると予想されているため、とても身近な問題です。令和6年1月には、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現を目指すため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。政府は、認知症基本法に基づき、認知症に関する施策を進めていくための認知症施策推進基本計画を取りまとめ、認知症になったら何もできなくなるのではなく、一人一人ができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観を示しました。認知症の方を支える対象とするのではなく、共に支え合って生きることが重要であり、周囲の人が自分事として理解することが求められます。飛騨市でも高齢化が進み、認知症の予防や早期発見などの対策や取り組みが進められていますので、現状などをお尋ねいたします。

1つ目は、認知症サポーターの活動と今後の計画についてお尋ねいたします。認知症を理解し、認知症の方や家族・介護者を応援するため飛騨市でも認知症サポーター養成講座が行われ、2023年度までに2,074名が受講しています。飛騨市民の約1割が認知症サポーターとなっており、小学生への福祉教育の一環として認知症キッズサポーター養成講座や、親子で学ぶ認知症養成講座を開催されたり、飛騨市認知症高齢者等見守りネットワーク事業にも多くご協力をしていただくと、力を入れた取り組みをされています。年間どのくらいの方が講座を受けて、サポーターになっていらっしゃいますか。一度講座を受けただけではなかなか身につかず、繰り返し講座を受けたい方や協力をしたい方もいらっしゃるのではないかと思いますので、もっと役立てたい方へのアプローチや今後の計画などを伺います。

2つ目は、介護者へのサポートについてお尋ねいたします。認知症になっても、その方のすばらしさは変わらず、尊い存在であるという人間観の下に安心して暮らしていただけるよう様々な取り組みがなされています。認知症の方の自尊心を傷つけず、穏やかに接することなど、対応も具体的にアドバイスをされています。ただ、以前にも介護者へのサポートについて一般質問をいたしました。家族介護者には大きな負担とストレスがかかります。何度も同じことを尋ねられ、そのたびに何度も同じことを言わなければならないことなど、コミュニケーションの難しさによるストレスや、介護に対する精神的なねぎらいが少ないため、心理的なサポートを大きく求められます。介護する家族が元気でいられるから安心して家庭で生活ができるのであり、共倒れにならないようなケアが必要です。介護による負担を和らげるよう、デイサービスやショートステイ

があり、ケアマネジャーやヘルパーなどのサービス利用も可能ですが、毎日毎日目が離せない生活を送っている家族の苦労を共有・共感できるための場でもあるひだオレンジカフェの家族会などで、気持ちの交流ができることは大きな役割があると思います。地域包括ケア課と認知症カフェの連携や情報の共有は不可欠で、多くの介護者の参加利用のためにもとても大切なことです。介護者への取り組みや考えを伺います。

3つ目は、若年性認知症の支援についてお尋ねをいたします。認知症は年齢が若くても発症することがあり、65歳未満で発症した場合は若年性認知症と呼ばれます。発症年齢の平均は約54歳と若く、本人や配偶者が現役世代のため、就労や生活費、子供の教育費などの経済的な問題や、親の介護が同時になることもあるため、より複雑な問題となってしまいます。多くは医療機関が中心になると思いますが、十分な支援は難しく、家族の負担もかなり大きいと言われています。不安の中にいる人が孤立し、引きこもってしまうことも心配されるため、福祉や医療、就労など連携した支援、相談機能が求められます。厚生労働省では、関係機関との連携を通じた若年性認知症の方の就労、社会参加などの推進や岐阜県でも県若年性認知症支援センターがありますが、まだまだ課題は多いようです。現在の認知症カフェは高齢者が対象だと思いますが、どのようにされるのでしょうか。お考えや計画をお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

認知症でも安心なまちづくりについてのご質問ですが、1つ目の、認知症サポーターの活動と今後の計画についてお答えします。飛騨市の認知症サポーターの人数は、重複もありますが、平成21年から令和6年度の16年間で延べ2,481名となっています。年間の推移では、令和2年度までは100名を切る年がほとんどでありましたが、少人数での開催も積極的に行うこととしたほか、小学校、中学校、高校にも対象を広げ、授業の中で取り入れてもらうことで受講人数も増加し、令和6年度については19講座を開催し、407名の方に受講いただきました。講座で得たサポーターの知識やスキルをもっと役立てたい方のアプローチとしては、希望する方を対象にしたステップアップ講座があります。現に、受講者の中には認知症カフェの運営スタッフとして携わっている方が数名おられます。また、神岡町の「なないろマフを編む会」の参加者を対象にしたステップアップ講座では、認知症の本人も活躍できる編み物の集まりができたため、市ではこれを飛騨圏域で第1号となるチームオレンジに認定させていただきました。チームオレンジとは、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。令和7年度は、より多くの方を対象にしたステップアップ講座を企画することにより、地域住民のさりげない見守りができるネットワークを構築し、認知症サポーターの活躍の場を創出したいと考えております。

次に、介護者へのサポートについてお答えします。認知症カフェは、ご本人やご家族が同じ悩みを持つ方々と悩みを共有できたり、気持ちが明るく心地よい場所としての役割を果たしています。現在市内2か所にある「ものわすれ相談窓口」で、認知症カフェを行っており、認知症のご本人がカフェスタッフとして活躍するカフェや、夫婦や親子参加型のカフェ、脳トレカフェ、編

み物カフェなど様々な内容で参加しやすい工夫を凝らしております。また、市内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーやキャラバン・メイトを中心に、認知症に限らず、介護者を対象に介護座談会や研修等で介護者サポートが行われています。今後はさらにケアマネージャー、キャラバン・メイト、認知症サポーター、行政が、それぞれの立場の強みを生かしながら介護者サポートの仕組みづくりができるよう、連携強化をしてみたいと考えております。

3つ目の若年性認知症の支援についてお答えします。先ほども触れましたが、認知症カフェは、ご本人、ご家族や友人、地域住民、そして専門職が、年齢や所属、地域に関係なく参加することができます。したがって、若年性認知症の方ももちろん参加が可能です。しかしながら、当のご本人やご家族などから相談がない限り、若年性認知症の方を把握することは難しく、全市的にPRするしか方法がないのが現状です。よって、若年性認知症に対する政策は、当事者と一緒に考え、取り組むことが推奨されているものの、具体的な取り組みに結びついていないのが現状です。なお、若年性認知症の方の自立支援については、県が主体で事業を展開していますので、認知症医療疾患センターと連携し、若年性認知症カフェの開催なども、近隣自治体と一緒に模索していきたいと考えております。今後は、サポーター養成講座や認知症月間啓発を通じて、認知症が高齢者だけではなく若い方でもなり得る病気であることの周知と、新しい認知症観の普及を強化し、認知症を恐れず、当事者が持つ力で活躍でき、共に生きるまちづくりの推進を図っていききたいと考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○3番（小笠原美保子）

初めのところのサポーターの話で、希望者の方がステップアップ講座をされていると伺ったんですが、それはご自分からステップアップしたいんですけどとお願いをするのか、市のほうで定期的に何か講座を開きますというお知らせがあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

ステップアップ講座につきましては、こちらで計画するものもあれば、もしそういう求めがあればこちらの職員が行って講座を開くことができます。

○3番（小笠原美保子）

分かりました。私の周りでも「取ってる取ってる。」という声はすごく聞くんですけども、でも、何をどうすればいいか分からないという方が結構いらっしゃるの、できれば周知していただくと参加者は割といるのではないかと思います。伺っていると、意外にやる気のある方もいっぱいいらっしゃるって、もうかなりチームができたりといういいお話を伺ったんですけども、私、思っているのが、ある程度再講座の場でどういう活動がしたいとか、市民の皆様からご意見を伺うといいのかなというのはちょっと考えていて、当事者の方はそこまでの余裕がないかもしれませんけども、おうちに認知症の方がいらっしゃるけど、もう亡くなられたとか、施設へ入られて経験はしているけど、今特に自分は大変ではないという方は、その経験を生かして皆様のお役に立ちたいと思っている方もいらっしゃると思うんですね。そういった方のためにも意見を伺える場があったりとか、例えばその場で簡単にでもいいんですけど、組織化ができるといい

なというのは思うんですが、そういったことに取り組んでいただけるような予定とかはありますか、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

講座を受けられた方で、失礼なんですけども、大体の方は受けてそこまでという方が多い中で、そういった考えを持っていただけるということは非常にありがたいことだなと思っております。それで、講座も初めての方もありますし、先ほど申しましたように重複して出ていただける方もありますので、そういった中で皆さんからご意見を伺って、そういう方の要望に応えられたらと考えております。

○3番（小笠原美保子）

ぜひそうしていただけるとありがたいと思います。優しいまちづくりとかよく簡単に言って、地域で見守りましょうとか国からも言われているんですけども、認知症サポーターの講座を受けていなくても、共有して、まちづくりのためにはできると思うんですよね。その意識を持つために、どういうふうに啓発をしていくのかといったところの点なんですけど、例えば避難訓練のときとかだと、福祉避難とかもありますし、そういった場で一言ちょっとPRできる場があるといいなというのは私、防災士でもありますので思うんですが、そういった点を考えていただけるとありがたいんですがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

避難訓練のときとか、そういうときにやるのが適当かどうかということは別にしまして、大勢の皆さんが、一般の方が集まられるときにそういう話ができるということはいいいと思いますし、普段からサポーターの方がいろいろな方にちょっとでもいいので、そういうお話をしていただけるといいのかなというようなことを考えております。

○3番（小笠原美保子）

ぜひお願いいたします。オレンジカフェもそうなんですけど、当の介護者の方が、自分が物忘れがすごいなと思ってご相談に行かれる方は多いと思うんですけども、家族の方はなかなかオレンジカフェのほうに足を運ぶというのが結構難しいというのは伺ったことがあるんですよね。簡単に行ってもいいのかなという思いも持っていらっしゃいますし、行ってどうなるのというところもあると思うので、なかなか門が開けないとか行けない方もいらっしゃるようです。なので、できれば地域包括ケア課のほうで、そういったご家庭を把握していらっしゃると思いますので、オレンジカフェのほうに、こういう家庭がありますよという働きかけを呼びかけていただくというのは今されているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

ものわすれ相談窓口については、同報無線で地域包括ケア課からのお知らせということで放送

しているつもりなんですけども、まだ周知も足りないようでしたら、もっと強力にPRしていきたいと思いますし、広報ひだにも載せておりますので、いずれにしてもPRはもう一度考えていきたいと思います。

それから、足が向きにくいということについては、そういう話は私自身は聞いたことがないんですけども、結局、介護者の方は、認知症の方が結構症状が重くならないと相談されないということがあると思うんですけども、実際に行った方の話を聞きますと、相談することができて楽になったとかいろいろなことを聞いておりますので、実際相談窓口における職員もベテランですので、本当にいいアドバイスが聞けるのではないかと思いますので、もっともっとPRして、できれば認知症の方が少なくなるというんですけども、介護されている方が少しでも楽になるように相談できるようなPRをしていきたいと思います。

○3番（小笠原美保子）

今おっしゃったとおりで、よっぽど症状が重くなれば、例えば介護度がついたりして、ショートステイを使ったりとか、デイサービスに行ったりという状態になれば、よっぽど家族の方もこれは大変だからと言ってご相談には行かれるんですけども、その手前の方ですよ、同じことを何度も言ったりとか、おうちに1人で置いておけないけれども体は丈夫で、そういったサービスの対象にはならない方、そういうご家庭の家族で私が知っている方は、地域包括ケア課に相談に行っても何も対象にならないから無駄だとおっしゃるんですよ。無駄ではないから行ってくださいねと言うんですけど、そういうサービスが使えないと無駄だと思っていられちゃうようで、そういった方にはやっぱりオレンジカフェ、お気持ちを軽減していただくためにも直接行っていただけないかというのは常々思っているんですが、その辺の働きかけというのは個別じゃないと無理かと思うんですけども、なかなか把握が難しいと思うんですが、例えばご近所の方から、あそこのうちこういうふうですよというお知らせをいただくとか、民生委員・児童委員とか、そういったところからお声を拾ってきめ細やかにしていただけると、とてもありがたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

デリケートな問題で難しいと思うんですけども、例えば民生委員・児童委員とかであっても、あの人ちょっと認知症っぽいよとか、そういうことってなかなか通報はできないと思うんですね。なので、ご家族の方、本人でも結構なんですけども、自分もそうなんですけども、物忘れが多くなって名前が出てこないとかよくあるんですけども、それは物忘れであって認知症ではないと信じているんですけども、そういったことでなかなか掘り起こすということは難しいものですから、重くなる前にその家族がちょっとおかしいなと思ったら、すぐ包括支援センターでも物忘れ相談窓口でも足を運んで相談していただきたいと思います。

○3番（小笠原美保子）

デリケートですし、簡単に周りが認定するものでもないと思うので難しいと思いますけども、そういったお声を伺ったらぜひお願いいたします。

3つ目の若年性のところなんですけども、ここは私、インターネットで調べたりした知識しか

ありませんが、かなり難しいようで、当のご本人とかが病院へかかるだけで動かないというパターンもすごく多いんですよね。飛騨市外の方ですけれども、私の友達が若年性になっていて、病院はずっとかかっているんですが、取り残されている感じで本当気の毒なんです。車の免許も返してしまっ、お仕事もできませんし、もう行くのは病院ぐらいで、病院もやっとこやっとこで行っているみたいなんです。おうちでも物忘れが激しいし、ご飯を作ったりするのもままならないので、30代の息子がいらっしゃるんですが、息子もお仕事を辞めて、お母さんの面倒を見ているんですよね。本当に年配の方ではなくても、こういう状況になるとあり得るんだというのを私は目の当たりにして、気の毒なのが、ご近所とか周りの方は、普通にひきこもりの家庭だと思っているんですよ、親子で引き籠っていると思っていらっしゃるようなんですね。道筋というものが何かあるといいなというのは常々思っていて、できれば県でだとか、国でだとかという話で終わらずに、市として、そういう方が現れてしまっってから考えるのでは遅いと思いますので、何かしていただけるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

これも非常にデリケートな問題でございまして、先ほども答弁いたしましたけれども、やっぱり自分から相談に来られるという例はあまりないです。介護認定申請される中で把握できることは把握できるんですけども、若干名いらっしゃいます。そのほかに、岐阜県認知症医療疾患センターというものが須田病院に指定されているんですけども、そちらに相談に行かれる方もいらっしゃいます。

いずれにしても、できる方法としては、先ほども申しましたが、高齢者だけがかかる病気ではないんだよということをPRしまして、何とか早期の相談ができるような、そういうPRしできないのかなと思っております。

○3番（小笠原美保子）

まずは、その把握のところが難しいというのが結構ハードルかなと思って伺いました。年配の方だって、そういうふうになったら生活が大変だとは思いますが、ある程度若ければ若いほど金銭面とか、そういったところが不安になるかなと。今の私の友達の例でも、息子も働いてない状態ですと生活がままならなくなるとは思って心配していますが、例えばお気持ちを楽にするというのも大事なお仕事ですが、そういった面ですよ、生活を支える方のアプローチとか、その道筋とかは大丈夫なんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

認知症にかかわらず、障害を持った方とかに対してもいろいろな支援制度がありますので、まず、生活がうまくいなくなる前に相談していただくのが一番だと思いますが、いろいろな経済的な支援もできると思いますので、まずは相談をしていただきたいと思います。

○3番（小笠原美保子）

今の場合だと、ご本人ももちろんですけども、まだ若い息子が仕事ができない、そういう家庭

は多分もっと年配の方を見ていらっしゃる介護者にも当てはまる方は多いと思うんですが、そこら辺のところ、仕事に行けなくなってしまう方というのは飛騨市でも若干いらっしゃると思うんですけども、どのようにアドバイスというか、お手伝いしていらっしゃるのか教えていただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

障害を持った方ですと就労支援、就労継続支援とかいろいろあるんですけども、認知症の方で若くして働けなくなったというのは把握しておりませんが、就労支援はできると思うので、相談に来ていただきたいと思います。

○3番（小笠原美保子）

なかなか難しい問題ですね、切りがないと思うんですけども、これは私も父を見送りましたので分かりますが、毎日毎日いつ終わるか分からない中で、家族の余裕がなくなりますので、頭では駄目だと思っても結構つらく当たってしまうこともあります。家族の接し方がすごく大きいというのは身にしみて分かっています。家族の心に余裕があって相手に対して優しくできるときは、当のご本人も本当調子がよかったりとかするんですよね。家族に余裕がないと、ご本人も暴れてしまったりとか、いい状態じゃなくなるというのは、本当精神的なものというのは大きいというのは感じています。なので、難しいとは思いますが、認知症で何回も何回も言わなければいけないご家族に対してでも、若いときは一生懸命働いてもらったし、みんな大事に育ててもらったんだという、尊敬するというか、感謝する思いを持って、毎日穏やかに暮らせるといいなと思っていますので、ぜひ今後も取り組みをよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後3時45分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤 史朗

飛騨市議会議員（1番）

佐藤 克成

飛騨市議会議員（2番）

中田 利昭